

2026（令和8）年度
北九州市予算編成にあたっての提案



日本共産党北九州市会議員団

2026（令和8）年度北九州市予算編成にあたっての提案書（目次）

	(頁)
《優先して取り組むべき重点事項》	1
1. 物価高騰から市民の暮らしと事業者の経営を守ること	3
2. 市民の医療と福祉を充実すること	3
■高齢者・障がい者福祉の充実で安心のまちづくりを	3
■市民のいのちと健康を守るため、医療の充実したまちづくりを	7
■最後のセーフティネットとして生活保護制度の適切な運用と改善をはかること	9
3. 安心して子育てができる環境づくりに全力をあげること	11
■子どもたちのいのちと健康を守るために	11
■安心して預けられる保育行政を	12
■どの子ども伸びる教育、だれもが学ぶ権利を保障されるための条件整備と、働きやすい職場への改善を	14
■子どもたちの権利を保障するために	18
■学生に対する支援を抜本的に強めること	18
4. 市民の知恵と力を活かすまちづくりをすすめること	19
■仕事と雇用を生み出し、地域経済を元気にする施策の展開を	19
■地球環境を守り、自然を大切にする取り組みに全力をあげること	22
■住民の声をいかした街づくりをすすめること	25
■交通体系を整備し、市民の足を守ること	26
5. 憲法の精神を活かし平和と人権を大切にする市政をすすめること	27
■平和を守る市政をすすめること	27
■安全・安心の市民生活の実現に全力をあげること	29
■市民の自主的・民主的な教育・文化・スポーツ活動を支援すること	31
■個人の尊厳とジェンダー平等のために	32
■市民に関われた公正で民主的な行政運営を行うこと	33

《優先して取り組むべき重点事項》

- 国に対し、急激な物価高騰から市民生活と本市の地域経済を守るため、消費税を緊急に 5%以下に引き下げ、中小・零細業者の淘汰につながり、地域経済を一層衰退させる適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を要請すること。本市独自の対策として、大口使用者を除き下水道使用料を一定期間免除するとともに、指定ごみ袋を無料にすること。
- 高齢者の社会参加促進と、日常生活支援のためタクシーを含む公共交通機関を利用できる「高齢者福祉乗車券」等、施策を充実させ、加齢性難聴者の補聴器購入助成制度を創設すること。
- 経営が悪化している訪問介護事業所支援のため、国に報酬の引き上げを求めること。介護保険料、及び利用料の負担軽減のため、本市独自の財源措置を講じること。
- 障がい者が 65 歳を過ぎても、負担増や、介護サービスから排除されないよう、本市独自の改善を行うこと。
- 人工呼吸器ユーザーへの非常用発電機設置に関する支援策を講じること。市内の各避難所に福祉電源として発電機を、特別支援学校・学級、市民センターに福祉電源を設置すること。
- 関係団体の意見を十分に聴取し、早急に「手話言語条例」を制定すること。
- 一般会計からの繰入金を増やし、1 世帯 1 万円以上国民健康保険料を引き下げること。
- 国に対し、インフルエンザ等各種予防接種の無料化を求めること。当面、市として負担軽減措置を講じること。
- 国に対し、生活保護行政に係る最高裁判所の判決を踏まえ、速やかに引き下げを元にもどすとともに、各種加算について改善するよう求めること。
- 全ての生活保護受給世帯に対し、エアコン購入・設置費用を給付するよう国に求めること。
- 本市の子どもの医療費支給制度を拡充し、18 才まで完全無料化すること。
- 第 1 子の無償化も視野に入れ、市独自の措置により保育料のさらなる減額を行うこと。
- 学童保育について、長期休暇期間の受け入れに際しての給食提供や支援員不足解消のための委託料増額等の課題に関し、保護者や運営委員会の意見を踏まえて検証すること。
- 福岡県内最低の本市教員の給与等を改善すること。教員を大幅に増員し、市立中学校全学年で 35 人以下学級早期実現、さらに小・中学校での 20 人程度への学級編成の改善を図ること。
- 自治体の責務である食育の推進のため、「義務教育は無償」の憲法原則を踏まえ、市立小・中・特別支援学校の給食費を無償化すること。
- 小・中・特別支援学校の全ての特別教室及び体育館にエアコンを設置すること。
- 学校施設の大規模改修又は長寿命化の計画を確実に実施できるよう国に措置を求めること。

- 本市独自で所得制限のない給付型奨学金を創設すること。
- 条例を制定し、市内大企業による労働者の意に沿わない配転や、事業縮小、撤退等の計画を事前に把握し、それが地域経済や雇用に悪影響を及ぼさないよう規制・指導を行うこと。
- 中小・零細業者支援のため、市として公契約条例を制定すること。市内の事業所の実態調査を行い、その結果の詳細な分析にもとづき実効ある施策を講じること。「住まい向上リフォーム促進事業」を復活させること。
- 国、県とも連携して、若者などを過酷な労働に追い立て、使い捨てる“悪質な企業”をなくすために、早急に取り組みを行うこと。
- 国に対し、地球温暖化の防止と気候危機打開のため、「省エネ、再エネ」により温室効果ガスを2035年までに2013年度比75～80%削減することをめざすよう強く要請すること。
- 2050年の本市の温室効果ガス排出「実質ゼロ」実現のために、2030年までの削減目標を引き上げること。再生可能エネルギーによる発電を拡大するとともに、大量に二酸化炭素を排出する石炭及びLNG（液化天然ガス）を発電に使用しないよう国や事業者に働きかけること。
- 関門トンネルの渋滞解消のため、関門橋の通行料を関門トンネルと同一にすること。
- 国に対し、憲法9条の改定に反対の意思を示し、「軍事費GDP比3.5%、年21兆円」など、「大軍拡、大增税」の中止を求めること。憲法違反の集団的自衛権の行使容認と安保3文書の閣議決定を撤回し、「安保法制」、「秘密保護法」、「共謀罪法」、及び「重要土地利用規制法」の廃止を求めるとともに、「スパイ防止法」の制定に反対すること。
- 本市として「脱原発」の立場を明確にし、九州電力川内原発、玄海原発の稼働に反対すること。
- 市内の急傾斜地土砂災害警戒区域について、県に対し「急傾斜地崩壊対策事業」の対象要件、及び小規模急傾斜地の補助要件の緩和を求めるとともに、本市独自の対策を講じること。
- 文化財保護審議会の所管を教育委員会にもどし、建議できるよう条例を改正すること。
- 女性副市長を中心に、総合的なジェンダー平等のための施策を推進すること。国に対し、選択的夫婦別姓制度を早急に導入するよう要請すること。
- 市民の投票権保証と、投票率向上のため、高齢者や障がい者等が利用できる移動投票所の導入を検討すること。どの区の有権者でも投票ができるよう期日前投票のシステムを改善し、実施する商業施設等を増やすこと。
- 必要性、採算性、安全性において妥当性を欠く「下関北九州道路」の建設計画を中止すること。
- 職員に労働強化と健康破壊をもたらし、市民サービスを低下させる新たな「行財政改革」を見直すこと。市民負担の軽減に向けて、手立てをつくすこと。

1. 物価高騰から市民のくらしと事業者の経営を守ること

2025 年に値上げが見込まれる食料品は2万品目を超え、電気・ガス・ガソリンの価格も上がり続け、市民生活を圧迫しています。一方、物価高騰に賃金が追いついておらず、実質賃金は連続して減少しています。中小・零細業者は消費税増税・インボイスにより経営が悪化しています。しかも、米国関税で、自動車産業が集中する九州では大きな影響を受ける可能性があり、特に中小・零細業者の経営や雇用への重大な影響が懸念されています。

- (1) 市民生活と本市の地域経済に深刻なダメージを与えている急激な物価高騰への対策として、国に対し消費税を緊急に5%以下に引き下げるよう求めること。また、中小・零細業者の淘汰につながり、地域経済を一層衰退させる適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を要請すること。
- (2) 本市独自の物価高騰対策について
 - ①大口使用者を除き、下水道使用料を一定期間無料にすること。
 - ②指定ゴミ袋を無料にすること。
- (3) すべての世帯を対象に「お米券」や商品券の配付などの対策を実施すること。
- (4) 物価高騰による市民生活、中小・零細業者への影響について定期的な実態調査を行い、支援施策に反映するために本市独自の「物価高騰対策会議」を設置し、庁内横断的に迅速に対応できる体制を構築すること。
- (5) 市内の中小・零細業者の燃料費・原材料費の高騰に対応するため、実態調査を実施し、価格転嫁が困難な業者のための「物価高騰対応支援金（仮称）」を創設すること。
- (6) 新型コロナ禍による収入減少で借り入れたコロナ特例の「総合支援資金」について、返済能力が回復していない市民を支援するために、関係機関に対して返済猶予や免除など、救済措置を講じるよう要請すること。
- (7) 各種制度融資を受けた事業者の債務過剰問題の相談対応窓口の機能を強化すること。コロナ対応融資（ゼロゼロ融資）を「別枠融資」にして、事業継承に必要な新規融資が受けられるようにすること。

2. 市民の医療と福祉を充実すること

■高齢者・障がい者福祉の充実で安心のまちづくりを

<高齢者福祉>

長年、社会のために貢献してきた高齢者に、健康で安心な生活を保障することは、国と自治体の責任です。政令指定都市のなかで人口の高齢化が最も進行している本市において、高齢社会対策の取り組みは、引き続き切実な市民要望となっています。

- (1) 「いのちをつなぐネットワーク事業」の体制充実をはかり、地域の民生委員・児童委員への支援を強化するなど、高齢者をはじめ支援を必要とする市民が安心して暮らせるよう福祉施策を抜本的に強めること。

- (2) 民生委員・児童委員と福祉協力員の協力体制を充実させ、地域の見守り・支援体制の構築と、いのちをつなぐネットワーク関係機関との連携強化を図ること。民生委員の活動を支援するため、増員や活動費の増額等、負担軽減に向けた取り組みを強めること。
- (3) 高齢者の社会参加を促進し、日常生活を支援するため、路線バス、JR、モノレール等の公共交通機関、及び福岡市のようにタクシーにも「高齢者福祉乗車券」の発行等施策を充実させること。
- (4) 訪問給食サービスを拡充し、高齢者などの食の確保を図るとともに、孤独死防止対策の一環として機能させること。
- (5) あんしん通報システムは、携帯電話でも利用できるよう改善すること。
- (6) 家庭・職場・生活道路など、日常生活の場からバリアをなくすとともに、公共交通機関など移動手段の整備・拡充を図るなど、高齢者及び障がい者福祉計画を充実すること。
- (7) 高齢者等賃貸住宅住み替え助成制度を創設すること。
- (8) 縮小した敬老祝金制度を元に戻すこと。
- (9) 若年性認知症対策として、市の東西2カ所で就労希望者を応援するデイサービスを行うこと。アルツハイマー型認知症の進行防止・回復と、家計の困難に直面する本人への支援について、全国の先進例から学び、効果的サービスを開始すること。
- (10) 現在市内5カ所の「認知症疾患医療センター」を7区全てに設置すること。
- (11) 「認知症支援・介護予防センター」の人員体制と事業内容を、さらに充実させること。
- (12) 自分では気づきにくい難聴を早期発見する取り組みと、介護保険事業も活用した「聞こえの悩み」対策を推進すること。加齢性難聴者の補聴器購入への助成制度を創設すること。
- (13) 年金制度を改善するための国への要望について
 - ①「マクロ経済スライド」による年金切り下げを撤回すること。
 - ②誰でも月額5万円が支給される最低保障年金を創設し、支払った保険料に見合う額をそれに上乗せする二階建ての年金制度への改正を行うこと。
 - ③年金の支給を現在の隔月支給から、国際標準の毎月支給に変更すること。

＜介護保険＞

本市の介護保険第1号被保険者の保険料基準額は、制度発足の2000年度と比べて2倍を超えており、被保険者の収入に対する保険料の負担割合は、低所得者層や基準額層に重くのしかかっています。そのために、保険料滞納者が毎年給付制限を受けており、この間の物価高騰の中で、その深刻さはさらに増大しています。

一方、コロナ禍による介護サービスの利用減少による収入減等に加えて、2024年度から報酬が切り下げられた訪問介護をはじめ、介護事業所の経営は依然厳しい状況が続いています。介護労働者の処遇は一定改善されましたが、引き続き低賃金等の理由により離職率が高く、人手不足は深刻であり、さらなる改善が必要です。

- (1) 介護保険制度に関する国への要望について
 - ①介護保険の国庫負担割合を増やし、保険料・利用料の軽減、介護報酬の抜本的引き上げを行うこと。
 - ②要介護度1・2の人を保険給付の対象から除外することや、ケアプランの有料化と利用料の2割負担の対象拡大をやめ、要支援者の訪問介護・通所介護を保険給付に戻すこと。

- ③軽度者が利用する福祉用具を、自己負担化する介護保険制度の改悪をやめること。
- ④訪問介護事業所の経営が悪化し倒産も増えており、訪問介護報酬の引き上げること。
- ⑤特別養護老人ホームへの入所を原則要介護度3以上とした改悪、サービス利用料の引き上げ、地域支援事業の対象拡大、ケアプラン作成の有料化など、介護保険制度のさらなる改悪を撤回すること。
- ⑥計画されているマイナンバーカードへの紐づけを撤回すること。
- (2) 市民の介護保険料負担を軽減するため、本市介護保険特別会計への一般会計からの独自の繰り入れを行うなど、必要な措置を講じること。
- (3) だれもが、必要な介護サービスを安心して受けられるよう、市独自の利用料減免制度を創設すること。また、境界層措置の該当者がもれなく申請できるよう、市民及び現場職員に周知徹底すること。
- (4) 地域支援事業については、報酬単価の設定を含めて事業者の意見を十分に聴取し、利用者に適切なサービスが提供されるよう改善すること。
- (5) 介護を必要とする市民の多様なニーズに応じて、市として独自に必要なサービスを確保する対策を実施すること。
- (6) 市民センターを健康づくり・介護予防の拠点に位置づけ、保健師などの専門職を配置すること。市民センターの機能に支障をきたすことがないよう「年長者いきいの家」の活用や市民センターの拡充も含めて検討すること。
- (7) 特別養護老人ホーム、小規模介護老人福祉施設などのさらなる増設をはかり、待機者を解消すること。年金収入が少ない、或いは入所保証人が立てられないなどの理由により入所できないという事態を招かないよう、市として必要な支援策を講じること。地域密着型サービスの充実等、在宅福祉サービスの充実を図ること。
- (8) 介護報酬引き下げの影響による介護従事者の就業の実態を調査・検証すること。また、介護労働者確保のための育成と研修によるサービスの向上を図るとともに、生活できる賃金の保障、及び腰痛予防対策を含む労働条件の改善に向けて事業者を指導すること。
- (9) 要介護認定に関して、利用者に不利益と不公平感が生じないように、市として検証を行うこと。
- (10) 日常生活介護（ホームヘルプサービス）の利用者に対し、時間短縮を機械的に押し付けないよう事業者を指導すること。
- (11) 所得税の障害者控除が適用される要介護者に対し、啓発と申請援助を行うこと。
- (12) ケアを受ける人と、一人の人間として向き合う事から生まれる認知症ケア（＝ユマニチュード）について、本市でも研究をすすめること。

＜障がい者福祉＞

障がいを持つ人が安心して、人間らしく生きることができるよう、現行の障害区分を廃止し、支援の必要に応じた新たな法制度を作ること国に強く求めるとともに、市独自の対策を講じることが必要です。

(1) 障がい者福祉を充実させるための国への要望について

- ①2024 年障がい者福祉支援法が改正されましたが、「基本合意」（2010 年）「骨格提言」（2011 年）が十分に反映されていません。総合福祉法の制定とともに、応益負担は廃止

- し、障がい者の福祉・医療を無料にすること。
- ②障害基礎年金の支給額を増額するなど、制度を改善すること。
- ③「特別障害者手当」について、障害者手帳がないと申請できないとの誤解を生じさせないために、名称を変更すること。
- (2) 福岡県に対し、65 歳から 74 歳までの市民が重度障害者医療の適用を受ける際に、後期高齢者医療制度への加入を前提としている要件を見直すよう要請すること。
- (3) 「重度障害者医療費給付制度」の所得制限をなくすこと。
- (4) 県に対して「精神障害者医療給付制度」の対象を 2 級まで拡大するよう求めること。本市として、入院も対象にする独自の措置を講じること。
- (5) 障がい者が地域で生活できるよう、グループホーム・ケアホームなど必要な施設を設置し、職員の配置を十分に行うこと。事業者に対しては、腰痛予防対策を含む労働条件の向上について、適切な指導を行うこと。特に 24 時間、切れ目のない支援と見守りを必要としている知的障がい者のために、昼夜一体の施設を設置すること。
- (6) 地域での社会参加やスポーツなどの余暇活動を保障するために、団体やボランティアなどへの支援を行い、障がい者の社会参加を促進する体制をさらに整備すること。
- (7) 障がい者小規模共同作業所の安定した運営への支援を拡充するために、補助金のいっそうの増額や、認可を促進するための援助と指導を行うこと。
- (8) 障がい者の雇用を守るため、監査強化で不正防止に全力をあげるとともに、事業所の安定経営のための支援を強めること。
- (9) 「障害者優先調達推進法」に基づき、本市による市内の障がい者共同作業所等の製品購入をさらに拡大すること。
- (10) 北九州市立総合療育センターの充実について
- ①利用者の声を聞き、いっそうの充実を図ること。
- ②必要な医師の確保を図ること。
- ③MRI の導入など医療機器の整備を行い、機能を充実させること。
- ④併設の発達障害者支援センター「つばさ」及び、西部分所の人員体制や運営等のさらなる充実に努めること。
- (11) 精神障がい者の公共交通機関等の料金割引制度は、他の障がいと同等に適用するよう、関係事業者への働きかけを強めること。
- (12) 乗車距離が 101 km 以上の場合に適用している JR の障がい者料金割引制度について、他の公共交通機関と同等の制度に改善するよう、関係機関に働きかけるとともに、JR 各社にも直接要請すること。
- (13) 「重度障がい者のタクシー運賃助成制度」について、障がい者の日常生活支援と社会参加の促進のため、利用できる枚数を現行の年間 48 枚から大幅に増やすこと。利用できる枚数の期間の縛りをなくし、年間を通じて使用できるよう改善すること。自家用車を使用している人には、ガソリン代の給付も選択できるよう制度を見直すこと。
- (14) 聴覚障がい者支援のため、行政窓口や高齢者福祉施設に専門の支援員を配置すること。関係団体の意見を十分に聴取し、早急に「手話言語条例」を制定すること。
- (15) 基幹相談支援センターと各区役所窓口等に、聴覚障がい者の手話相談員を配置すること。
- (16) 市の障がい者雇用の法定雇用率が守られているか、日常的にチェックすること。障害者雇

用促進法にもとづいて、市の職員として精神障がい者、知的障がい者を含めた採用に積極的に取り組むこと。

- (17) 障がい者が65歳を過ぎると介護保険が優先適用とされているため、1割負担とサービス的大幅な後退で耐え難い負担になっている。障がい者が65歳を過ぎても、負担増や介護サービスから排除されないように、障がい者サービスの上乗せや横出しなど本市独自の改善を行うこと。
- (18) 「特別障害者手当」について、障害者手帳がなくても申請できることを、市として市民への周知徹底を図ること。
- (19) 障がい者スポーツセンター「アレアス」は、利用者の声に基づき改善・充実すること。
- (20) 障がい者の参政権を保障するため、点字による選挙広報の発行、在宅投票制度の拡充、投票所の増設による距離の短縮、及び投票所周辺の歩道の改善などバリアをなくすために手だてを尽くすこと。
- (21) 人工呼吸器ユーザーへの非常用発電機設置に関する支援策を講じること。また、市内の各避難所に防災資機材として、医療機器のバッテリーの充電など、優先的に利用できるような福祉電源としての発電機を設置すること。特別支援学級のある小・中学校、特別支援学校や市民センターにも福祉電源を設置すること。

■市民のいのちと健康を守るため、医療の充実したまちづくりを

だれでも安心してかけられる医療の実現、健診受診率の向上や健康相談等を通じて病気の早期発見・早期治療を促進する等、市民の健康を守る市の施策をいっそう強化することが求められています。

本市の国民健康保険加入者は、高齢者と低所得者が多く、所得に対する保険料負担率は政令市のなかで最高レベルであり、法定軽減世帯が政令市中最も多い状況です。都道府県単位化によって、今後は、保険料の県内統一化が計画されており、県内全体の負担がさらに増えることが懸念されています。

また、リストラ、解雇によって被用者保険から国民健康保険へ移行する就労所得のない加入者も増えており、「高すぎる保険料」の引き下げは、ますます切実な要求となっています。

後期高齢者医療制度については、重たい保険料負担、高齢者への差別的な医療内容など、極めて問題のある制度であり、多くの国民がその廃止を強く求めています。

国は「医療制度改革大綱」に沿って、70～74歳の高齢者の医療費窓口負担を2割に引き上げましたが、今後定額窓口負担の導入など、さらなる患者負担増を狙っています。

出産育児一時金を全世代で支え合うとし、2024年（令和6年）4月から必要な費用のうち一部（約7%）を後期高齢者の保険料から負担することになりました。

現役世代の保険料負担の抑制や、出産育児一時金への新たな拠出を口実としたもので、世代間対立をあおって負担増を正当化しています。

＜国民健康保険、後期高齢者医療制度＞

- (1) 国に対し、健康保険証を廃止してマイナンバーカードと一体化する方針を撤回し、保険証を存続することを求めること。

(2) 国民健康保険制度に係る市民の負担軽減措置について

- ①一般会計からの市独自の繰入金を増やし、2026（令和 8）年度の保険料は、前年度比で 1 世帯平均 1 万円以上引き下げること。
 - ②保険料の減免制度の申請手続きを簡略化するとともに、加入者の実態に合ったものに改善すること。政令市中、条例減免の適用世帯数が少ない自治体となっており、拡充を行うこと。
 - ③18 歳以下の子どもの均等割保険料を廃止すること。
 - ④医療費の一部負担金減免制度について、制度の周知を徹底するとともに、さらに改善を図ること。
 - ⑤保険料滞納を理由に機械的に 10 割負担を求めないこと。
 - ⑥保険料の特別徴収による年金からの天引きについては、低所得者や滞納者に対し機械的な対応ではなく、きめ細かで丁寧な対応をすること。
 - ⑦従来の紙媒体の保険証を引き続き交付すること。
- (3) 高齢者を差別する後期高齢者医療制度の廃止を国に求めること。当面、9 割、8.5 割、2 割などの特例軽減の縮小を中止するよう求めること。福岡県広域連合に対し、次期の保険料について、剰余金、財政安定化基金等を活用して引き下げるよう要請すること。

＜健康づくり、医療体制、市民負担軽減＞

- (1) 市民の健康づくりを支援するため、特定健診・がん検診体制の改善、自己負担の無料化や個別健診の促進、保健相談・指導の充実について
 - ①特定健診の項目に、認知症検査及び聴力検査を加えること。また、それを担うスタッフとして、市の保健師を増員すること。
 - ②後期高齢者医療の「歯科健診」の受診の取り組みを促進し、プランに受診率の数値目標を設定すること。
- (2) 国に対し、インフルエンザ、肺炎球菌ワクチン及び帯状疱疹の予防接種の無料化を求めること。当面、市の施策として他の指定都市以上の負担軽減措置を講じること。また、4,300 円としている本市の高齢者用肺炎球菌ワクチン接種費用を、近隣市町の接種費用を参考に大幅に引き下げること。
- (3) 経済格差が影響して健康格差が生じている現状の是正のため、特に学校健診で要治療と判定された子どもの受診を促進すること。
- (4) 国に対して、B 型・C 型などの肝炎感染者・患者救済のために「肝炎患者支援法」を早急に制定するよう強く求めること。県に対し、拠点病院の早期設置を強く求めること。また、市として、100%の市民に肝炎ウィルスを検査する計画を立てること。市独自の患者に対する医療費の支援制度創設を検討すること。
- (5) 夜間・休日急患センターの深夜帯の診療を再開すること。
- (6) 経済的な理由で傷病の治療が受けられない市民を救済するため、市として市内医療機関での、無料・低額診療事業の取り組みが広がるよう啓発すること。また、国に対し、保険調剤薬局においても無料・低額の取り扱いが行なえるよう改善を求めること。当面の間は、市の補助制度を実施すること。
- (7) 国に対して、引き上げられた入院時食事療養負担額の引き下げを要請すること。

- (8) 保険適用となった不妊治療について、制度概要や相談窓口の紹介など市内医療機関と連携し、周知徹底すること。保険適用外の治療には、市独自の助成制度を維持、拡充すること。
- (9) 「健康寿命プラス 2 歳」のために、市民センターにおける筋力トレーニング、健康づくりのための料理教室などの取り組みを促進すること。市営のフィットネスルームの縮小や廃止はしないこと。
- (10) 家族の介護のため離職せざるを得ないという人が働き続けられるよう、相談窓口の周知と丁寧な対応など、市として必要な支援に取り組むこと。

＜市立病院機構等＞

- (1) 独立行政法人化された医療センター、八幡病院、看護学校について、市民のいのちと健康を守る責任を持つべき設置者としての措置について
 - ①すべての市立病院の運営を市が直接責任を持つ形態に改めること。
 - ②市民の多様な医療ニーズに応えられるよう、医師、看護師をはじめ医療従事者を十分に確保し、処遇改善に全力をあげること。
 - ③総合周産期母子医療センターの新生児集中治療管理室の拡張、及び人員配置を改善すること。
 - ④経済的な事情で必要な医療を受けることができない市民を救済するため、「無料・低額診療」事業を実施すること。
 - ⑤八幡病院、医療センターを中心に民間医療機関と連携して、市民の救急医療ニーズに応えられるよう体制を強化すること。
 - ⑥八幡病院小児救急センターの診療体制を充実させること。
- (2) 「ノーリフトの理念（持ち上げない看護、抱え上げない介護）」にもとづき、リフトの導入・活用で医療従事者の労働環境改善を図ること。
- (3) 第 2 期中期計画（令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日）を実現するため、安定した経営基盤の確立に努めること
- (4) 市立門司病院について、地域住民を交えた評価委員会を設置して、小児科の入院医療等、運営上の課題について検討を行い改善すること。

■最後のセーフティネットとして生活保護制度の適切な運用と改善を図ること

高齢化の進展による社会保障費の増大を口実とした消費税 10%への引き上げや、社会保障制度のいっそうの改悪がすすめられています。また、非正規雇用など不安定雇用が拡大し、実質賃金のマイナスが続くなど、市民の暮らしは厳しい状況が続いています。

そのような市民の生活実態のもとで、生活保護制度は最後のセーフティネットとしての役割がいっそう重要になっており、制度の充実、改善と適切な運用が求められています。

- (1) 憲法 25 条および生活保護法の趣旨に基づき、市民が安心して必要な援助を受けることができる生活保護行政の実施に努めること。
- (2) 生活保護の面接及び審査にあたっての申請権を遵守した対応について
 - ①相談に際しては、相談者や保護受給者の人権に配慮し、親身な対応に努めること。また、

保護申請の意思がある人は確実に申請を受け付け、援助することができるよう相談担当の体制を充実させること。

②北九州市生活保護行政検証委員会の報告を受けて見直した「手引き」を遵守し、適切な対応に努めること。

③申請に対する審査期間は、法の規定にもとづいて2週間以内を守ること。

④生活保護申請に至らなかった人のうち、孤独死を防ぐための見守りが必要な人に対しては、必要な人員を配置して、状況の把握と支援を実施すること。

⑤交通事故の慰謝料等の臨時収入について、確定判決に従い、自立更生のための控除を認めること。

⑥生活保護行政フォローアップ委員会の「実情は、生活保護行政について、大方の市民は意外なほど正確な知識をもたず、旧来の風評をもとに偏見に捉われた見方をしがちである、市民は正しい認識を持つ必要がある」との指摘を受け止め、誤解や偏見を解消するための啓発に取り組むこと。

⑦国が「法的義務はない」としている扶養照会は廃止すること。

(3) 相談者・受給者への人権を尊重した対応や援助、就労支援など、本来の意味での自立支援に取り組むため、ケースワーカーを増員すること。ケースワーカー1人当たりの平均担当数を80ケースとしている現在の配置基準を見直し、精神疾患・障害などケースの実情に合ったものに改善すること。

(4) 生活困窮者やホームレスへの援助を強めること。生活保護の適用促進、緊急入院した場合の日常生活費の支給、救護施設やホームレス自立支援センターの人員増など、その機能を拡充するとともに、雇用相談などを充実すること。

(5) 国に対する生活保護制度に関する改善要望について

①生活保護の経費は、全額国の負担とすること。

②医療扶助費の一部自己負担を導入しないこと。

③厚生労働省が物価の下落を反映するなどとして生活保護の支給額（生活扶助基準額）を2013年度から3年にわたり段階的に最大で10%引き下げたことについて、最高裁判所は2025年6月27日、当時の判断は違法だったとして処分を取り消す判決を言い渡し、国の敗訴が確定した。これを受けて国に対して速やかに引き下げを元に戻すことを申し入れること。老齢加算を復活すること。住宅扶助費に共益費（管理費）を含めること。

④生活保護法の改悪やさらなる生活扶助基準の引き下げをしないこと。また、入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費、介護施設入所者加算、障害者加算、在宅患者加算、出産扶助、葬祭扶助、生業扶助、教育扶助、高等学校等就学費、児童養育加算、母子加算、妊娠婦加算などを削減しないこと。

⑤夏場の猛暑による身体への負担を軽減するため、エアコン等使用に掛かる電力料金に充てる夏季加算を創設すること。

⑥エアコン設置の給付は、2018年3月末以前からの保護利用者についても給付対象とすること。国が実施するまでの間は、市独自で支給すること。

⑦生活保護受給者の医療において、一方的に後発医薬品を押し付けるのではなく、本人の希望に基づいて主治医が必要であると判断すれば、先発医薬品を認めること。

⑧妊娠判定の際の費用を扶助の対象とすること。

- (6) 精神疾患や障がいのある人など専門知識を要するケースに対応できるよう、専門職を配置すること。
- (7) 「就労支援プログラム」の同意を根拠に、強引、あるいは機械的な就労指導ではなく、何よりも本人の実情を尊重した、きめ細かな就労支援に改善すること。
- (8) 自動車の処分、保有、使用についての判断は、生活保護受給者の生活実態をみて適切に対応すること。自動車の保有について、国に対し資産ではなく生活必需品として認めるよう働きかけること。
- (9) 移送費やおむつ代等の一時扶助費、校外活動参加費等の教育扶助費、敷金や住宅維持費等の住宅扶助費、技能習得費等生業扶助費等々の制度を周知徹底し、申請を援助すること。
- (10) 生活困窮者自立支援制度についての市民啓発と相談窓口の充実を図ること。一時生活支援や学習支援など、任意事業をすべて実施すること。
- (11) 県下で最低レベルとなっている本市の住宅扶助基準額をカバーするため、特別基準を積極的に適用すること。
- (12) 年1回の「資産申告書」の提出は、原則任意であることを踏まえて対応すること。
- (13) 生活保護受給世帯の、防災・防火対策への支援について
 - ①住宅用火災警報器の設置促進と10年更新の徹底、無線式連動型住宅用火災警報器への切り替えにより新たな見守りの共助体制を構築することの重要性を踏まえて、「日常生活用具給付事業」の活用を徹底すること。
 - ②地震から身を守る対策として重要な家具固定が適切に行われているか、ケースワーカーが訪問時に点検指導を行うこと。その際に、必要な改善工事の費用負担が困難と判断される場合は、その費用を住宅維持費として給付できるように国に改善を求めること。
- (14) 生活保護受給者の基本健診、各種がん検診、歯科健診、後期高齢者医療の歯科健診の受診率を、第2次健康づくりプランの数値目標にもとづいて早急に向上させること。
- (15) 「生活保護変更決定通知書」は、平易で分かりやすい書式に改善すること。
- (16) 生活保護受給者に対しマイナンバーカードの交付申請手続きを強要しないこと。マイナンバーカードを持っていないことによって、制度上の不利益を受けないよう十分配慮すること。

3. 安心して子育てができる環境づくりに全力をあげること

■子どもたちのいのちと健康を守るために

- (1) DVや虐待から子どもたちを守るため、相談窓口やワンストップ支援センターなどの体制を拡充し、緊急避難先（ホテル、公共施設など）を確保すること。
- (2) 子どもの医療費支給制度については、早急に、18歳まで入院・通院ともに自己負担のない、完全な無料化を実現すること。
- (3) 子どもの貧困対策については、福岡県が関連法に基づき「子どもの貧困対策推進計画」を立てているが、市としても計画のなかに数値目標を設定し、積極的に取り組むこと。
- (4) 子育て世代の住宅確保を支援するため、市営住宅の増設や、家賃補助などの拡充を図ること。
- (5) 2022年4月に積極的勧奨が再開されたHPVワクチン（子宮頸がんワクチン）は、接

種により重篤な障害を発症したことが報告されている状況を踏まえた措置について

①地域の病院と協力指定病院の連携によって、発症時に速やかに治療が受けられる体制を構築すること。

②重篤な症状のため学校に登校できない児童・生徒が学べる環境を整えること。

(6) 市立学校の除草作業に、発がん性が指摘される除草剤・グリホサートは、今後も使用しないこと。

(7) ヤングケアラーへの支援充実について

①北九州市ヤングケアラー相談支援窓口について、コーディネーターが学校などへ出向く、アウトリーチ機能を十分に発揮させるため、体制をさらに強化すること。

②ヤングケアラーを支援していくためには、普段の学校現場での気づきが重要であり、教職員の感度を上げるとともに、支援につなげる体制を構築すること。

③ヤングケアラー本人やその家族などが「相談に来る」、「周囲が発見できる」体制をつくっていく事が求められており、様々な職種が事例検討を行う体制を強化すること。

■安心して預けられる保育行政を

＜保育＞

(1) 毎年夏ごろから年度末にかけて発生する待機児童を解消するために、認可保育所の増設を行うこと。

(2) ホームページを通じた年齢別の保育所空き枠公開など、一定の改善が行われているが、その周知徹底を図ること。

(3) 行政の保育事業に対する責任を果たすため、民間移譲を中止し、市直営保育所を守り発展させ、その地域の拠点保育所とすること。

(4) すべての市直営保育所において、延長・一時保育を実施すること。

(5) 病児保育は、民間の施設についても完全無料化すること。

(6) 共働きの夫婦を支援するために、民間保育所だけでなく市の直営保育所において産休明け（生後43日後）保育を実施すること。家庭保育員をさらに増員すること。

(7) 2026年度より本格的に始動する「子ども誰でも通園制度」について、保育士の確保、短時間保育についての子どもへの影響など懸念される事項を十分に検証し、市として適切な指導、監督を行うこと。

(8) 認可外保育所への財政的な援助や、園児への直接的な支援を行い、保育条件の整備を図ること。

(9) 子どもたちの体調の変化や、アレルギー対応など、保育現場で保育士と調理員のコミュニケーションが十分取れるように、直営保育所の調理業務の民間委託を中止し、すでに民間委託している保育所は直営に戻すこと。

(10) 公立保育所の駐車場を整備すること。老朽化した施設は早急に建て替えること。

(11) 保育所における3歳児以上の主食持参については、夏場は食中毒の危険があり、冬場はご飯が冷たく固まってしまうなど、良好な食事環境とは言えないため、食育の観点からも完全給食を実施すること。

- (12) 第 1 子の無償化も視野に入れ、市独自の措置により保育料のさらなる減額を行うこと。
- (13) 調理業務の民間委託については、社会保険労務士など第 3 者を入れて契約どおり事業が進められているかどうかのモニタリング調査を行い、保育の質の確保や保育士の賃金・労働条件、充足状況などについて検証を行うこと。
- (14) 国に対し、保育士不足の解消のため、保育士の処遇改善をさらに強く求めること。保育士資格に対して、市独自で資格手当を支給すること。
- (15) 幼児教育・保育無償化に関連して、国に対し給食費も無料とするよう求めること。また、朝鮮学校やインターナショナルスクールの差別的扱いをやめるよう要請すること。国の改善を待たずに、本市独自に給食費負担をなくすとともに、市内の朝鮮幼稚園 2 園についても幼児教育無償化を実施すること。
- (16) 非正規雇用やパートなどで保護者の就労時間が月 60 時間未満の場合でも、差別することなく入所対象にすること。
- (17) 国に対し、3 歳以上のクラスで「1 クラス 15 人以下、常時複数の保育者で保育」の世界水準への改善に向けた改善を求めること。それまでの間は、市独自の改善措置を講じること。
- (18) 保育士確保に向けて、全産業平均と比べて月額 10 万円低い保育士の賃金を改善するため、市独自の処遇加算をさらに増額するなどの施策を講ずること。

<学童保育>

2015 年にスタートした「子ども・子育て支援新制度」によって、本市も条例による「運営基準」を設けましたが、指導員の処遇改善、保育料の減免など保護者や指導員の要望に十分に応えるものとはなっておらず、改善が必要です。「放課後児童クラブ運営指針」が改正され、2025 年 4 月 1 日から運用されています。改正指針について理解し、実際の運営が改正指針に従って運営されるようにすべきです。

- (1) 市からの委託料の受け入れ、支援員等への賃金の支払い、その他日常的な収支等、クラブは年間 1 千万円規模の会計処理を行っているため、「ボランティアが預かるのは限界」と運営委員会から改善を求める声が出されており、市が責任をもって運営委員会と相談して、負担軽減のための業務内容の見直しを行うこと。
- (2) 正規の主任支援員 2 人を配置できるよう委託料の増額を図るとともに、研修費の補助や研修時の代替要員の人件費などについても支援を行うこと。
- (3) 学校一斉休業の教訓を踏まえ、市・学校・保護者との情報共有や、緊急の対応が可能な施設長を設けること。
- (4) 保育料を引き下げるために市の委託料を増額するとともに、市の統一した減免制度を拡充すること。
- (5) 「入所を希望する留守家庭児童数が 10 人以上」とする現在の市の設置基準を見直し、1 クラブの児童数 5 人以上としている福岡県の設置基準に準ずるものに改善すること。
- (6) すべての放課後児童クラブにおいて、専用区画の面積基準を市独自に一人当たり 2.0 m²に引き上げ整備すること。
- (7) 現行 1 人の放課後児童クラブ・アドバイザー、同じく 2 人の臨床心理士の配置を見直すとともに、必要な専門家を増員すること。

- (8) 長期休暇期間の受け入れについて、給食提供を含めて保護者や運営委員会の意見を踏まえて運営上の課題の検証を行うこと。
- (9) 障がい児の放課後デイサービスに通えない自閉症・情緒障がい児の興奮時にクールダウンする場所のない施設について、早急な改善を行うこと。
- (10) 長期休暇期間中の支援員不足を解消するため、委託料を増額し、必要な人員確保を支援すること。

■どの子ども伸びる教育、だれもが学ぶ権利を保障されるための条件整備と、働きやすい職場への改善を

「給特法」（教職員給与特別措置法）の改定案が2025年6月11日参議院本会議で可決されました。これにより現行の給料月額4%の「教職調整額」を2026年の1月から毎年1%ずつ、5年間で10%まで引き上げるとしていますが、正当な残業代を支給すべきです。また、新たに設ける「主務教諭」は教員間で責任や賃金の階層構造を細分化し、共同性を妨げるものです。司法（日本弁護士連合会）からも「教員の勤務条件について、憲法第27条第2項に基づく労働基準法の最低基準を遵守し、時間外勤務の罰則付き上限規制と時間外手当支給の枠組みを採用することで、歯止めなき時間外勤務の放置を招いている現状の改革が必要である」と指摘を受けています。国を待つことなく、本市において教員の過酷な長時間勤務を改善し、職場を魅力あるものとし、教員不足の改善を図るなど、子どもたちの学習権保障につながる対策に積極的に取り組む必要があります。

また、武内市長の「聖域なき行革」は学校予算にも及び、学校消耗品予算や校外学習の交通費削減が教員と保護者の負担増となり、教員用の指導書も大規模校には2セット、普通校1セットの配付とされるなど教育活動に支障をきたす事態となっていることは看過できません。学校予算の削減は見直すべきです。

- (1) 福岡県内で最低となっている本市教員の給与等の改善を図ること。
- (2) 非正規教員の正規化をすすめ、正規率を引き上げること。また、非正規教員の給与を「同一労働同一賃金」の原則に基づき、引き上げること。
- (3) 教員の大幅増とセットで市立中学校の全学年で35人以下学級を早期に実施し、さらに小・中学校で20人程度への学級編成の改善を目指すこと。
- (4) 教員の多忙化を解消し、働きやすい職場への改善措置について
 - ① 公立学校教員への「1年単位の変形労働制」導入は、教員の長時間労働につながるものであり、国に対し導入しないよう働きかけること。本市として、条例化しないこと。
 - ② 教員の多忙化改善のために導入された業務改善プログラムが、有効に生かされるようすすめること。
 - ③ 教員管理のための教員評価システムや、競争教育に拍車をかける学校評価システムを廃止すること。
 - ④ 子育て中の教員について、人事異動や、校務分掌に関する希望を尊重し、最大限の配慮を行うこと。
 - ⑤ 臨時教員の産休、育休、病気休暇等を保障すること。

- ⑥学力テスト、体力テストの準備にともなう教員の負担軽減を図ること。
- ⑦部活動指導に関し、教員の負担軽減の方策を引き続き進め、外部講師の処遇改善を図り人材確保に努めること。合わせて、勝利至上主義に陥ることなく、子どもを中心に置いた部活動をめざすこと。保護者への経済的な負担を求めないこと。
- ⑧教員の時間外在校時間（時間外勤務）改善の校種別・学校別の数値目標を設定し業務改善を推進し、過労死ラインである時間外月 80 時間超過をただちに根絶すること。
- ⑨教員免許更新制が 2022 年 7 月廃止されたが、同時に改正された教育公務員特例法は、教員の研修受講履歴の記録を義務化し人事評価に活用される。教員の管理・統制強化につながることを国に求めること。

(5) 教科内容等の改善について

- ①全国学力学習状況調査の中止を国に求めるとともに、本市として参加しないこと。
- ②学習内容を押しつけるのではなく、学校現場の裁量を拡大し、学校の教育活動を支えるための教材費や図書費の充実など、条件整備を進めること。
- ③同和教育副読本「いのち」の使用を中止し、人権教育に名を借りた特定団体による教育介入を許さない対応を行うこと。また、旧同和推進教員配置校の児童・生徒支援加配は各学校の現状に照らして配置し、特定団体との校外での会議等には参加させないこと。
- ④少数の委員による教科書選定の現状を改め、広く教員の意見を踏まえて教科書を採用すること。

(6) 子どもの可能性を伸ばすための人員配置について

- ①小学校の専科教員の配置をさらに推進すること。
- ②学校図書館は、小・中学校全校に正規の専任司書を配置し、放課後を含めた常時開館を実施すること。
- ③スクールカウンセラーを全小・中学校に正規職員として配置し、子どもたちが相談しやすい環境をつくること。研修体制を保証し能力向上を支援すること。
- ④スクールソーシャルワーカーを正規職員として大幅増員し、学校と協力し保護者への必要な支援を行うとともに、児童虐待防止策等に資するため関係機関との連携を図ること。
- ⑤会計年度任用職員として採用された教職員については、正規採用を検討するとともに、正規教職員との待遇格差をなくすこと。
- ⑥タブレット端末全校配置による教員の負担軽減のため、支援員を全校に配置すること。

(7) 特別支援教育の充実について

- ①「特別支援学校設置基準」において、児童・生徒数上限の改善を国に求めること。
- ②学習障がい（LD）及び注意欠陥多動性障がい（ADHD）の児童・生徒の発達を保障するため、専門家の配置・通級指導教室増設など取り組みを強めること。また交付税を活用して、特別支援教育支援員を全校に配置すること。
- ③特別支援学校が、地域において特別支援教育のセンターとしての役割を果たすため、人的配置等の条件整備をさらにすすめること。
- ④特別支援学級の担任に本務教員を配置し、すべての学級に支援講師を置くこと。特別支援教育免許取得の支援をすること。
- ⑤特別支援学校高等部の生徒の交通手段について、個別の事情を配慮すること。
- ⑥スクールバスを増便すること。

- ⑦小倉北特別支援学校と北九州中央高等学園の移転併置をめぐる課題解消と、教育課程の充実を図ること。北九州中央高等学園については、移転後給食を実施すること。
- ⑧特別支援学校・学級の教員の特別支援調整額を引き下げないよう、国に求めること。
- (8) 子どもたちの食育に責任を持った学校教育の実施について
- ①食育の推進は自治体の責務であり、全国4割超の自治体が実施しているように「義務教育は無償」の憲法原則を踏まえ、早期に市立小・中・特別支援学校で給食費無償化を実施すること。
- ②2024年当初、本市において、学校給食調理員が一斉退職し、子どもたちに給食提供できなくなる事態が起こった。子どもたちに安全安心な給食提供のために、まずは大規模校の学校給食調理業務の民間委託を市の責任において直営とすること。正規調理員・栄養士の新規採用をすすめ、会計年度任用職員の雇い止めを中止すること。民間委託業者の評価は第三者を含めた検証委員会で行い、市の側から積極的に委託業者と委託料などの見直しについて協議すること。
- ③給食用食器を陶磁器などに改善すること。
- ④現在の東西2分割となっている統一献立を細分化し、有機農家と連携し、有機農産物を活用した、さらに安全でおいしい給食の取り組みを進めること。
- ⑤パンは残留農薬の危険性のある外国産小麦から、米粉の活用も視野に入れ県内産、国内産の原材料に切り替えること。
- ⑥米飯給食は1食弁当方式から自校方式に改めること。現行の親子方式による中学校給食は自校直営に切り替えること。
- ⑦調理員の保健衛生のため、適切な熱中症対策や休憩室等の環境改善を図ること。
- ⑧アレルギーや宗教上の問題で給食を満足に食べられない子ども達がいることを直視し、一人一人に配慮した給食の提供をさらに行うこと。
- ⑨老朽化した給食調理室の水道管から鉄さびが出ている学校において、早急に大規模改修を行うこと。
- (9) 市立学校の施設整備について
- ①小・中学校の全ての特別教室及び体育館へのエアコン設置を、早急に進めること。
- ②国も通知しているように、市立小・中学校・特別支援学校体育館の教育機能、防災機能を充実させるためのエアコンを早急に設置すること。
- ③熱中症指数計を校舎の各階、体育館、特別教室などに設置すること。
- ④学校施設の大規模改修又は長寿命化の計画を確実に遂行できるよう国に求めること。
- ⑤避難場所でもある学校施設等のバリアフリー化をすすめるとともに、学校の防災機能を強化すること。
- (10) 保護者負担の軽減について
- ①生活保護基準の引き下げに連動して、就学援助の対象基準を引き下げないこと。
- ②保護者の失業、リストラ、病気等の緊急事態にも即応できるよう、就学援助制度を改善・充実すること。標準服代、クラブ(部)活動費、生徒会費、PTA会費、卒業記念品費、運動着費、めがね代等内容の充実を図ること。また、交通費など支給時期は実態に合ったものにする。
- ③すべての保護者に就学援助制度を周知徹底し、利用を促進すること。

- ④国に対して給付制奨学金制度の拡充を要請するとともに、本市における給付制奨学金制度を創設すること。無利子奨学金の枠を拡充し、保証人の基準を緩和すること。
 - ⑤棚卸事業で削減された私学（朝鮮学校を含む）助成を従来通りに戻し、保護者負担のさらなる軽減に努めること。
 - ⑥ひまわり教室について教職員や保護者の意見を踏まえて検証し、指導員への交通費支給など、必要な改善措置をとること。
 - ⑦バス通学の児童・生徒の通学費は、無料とすること。
- (11) 北九州市立大学の充実・発展のために支援について
- ①教育・研究条件を向上させるため、専任教員の増員、研究予算の充実を図ること。
そのための運営費交付金を当初計画通り充実させること。大学院研究手当の引き下げを行わないこと。教員及び学生の自治を尊重し、民主的な運営に努めること。
 - ②経済的理由で学業継続が困難な学生を支援するため、授業料減免枠をさらに拡充すること。
入学金・授業料については、国立大学授業料に合わせるのではなく、必要な引き下げを行うこと。
 - ③卒業生の地元就職が増えるよう、市内企業への積極的な働きかけを行うこと。
 - ④学生生活と進路支援の前提として、2014 年以降実施していない学生生活実態調査（無作為抽出対象は学生・院生、アンケート数は数千人規模）を国立大学法人にならって毎年行い、その結果を公表するとともに、事業評価と施策の基礎資料とすること。
 - ⑤諸事情により入学しなかった学生の入学金は全額返還すること。
- (12) 北九州市立高等学校の充実のための措置について
- ①市教育委員会に所管課を置き、教育内容の充実と施設・設備の改善など、教育条件の整備を図ること。
 - ②非常勤講師については、正規採用を含めて処遇改善等充実を図ること。
- (13) 本市在住の震災・豪雨災害等の被災児童・生徒の学習や生活支援について、必要な措置を講じること。
- (14) 小・中学校の統廃合計画は、避難所確保の観点も含め、保護者、地域の声にもとづき、少人数学級を展望して見直すこと。
- (15) 市立図書館の充実について
- ①図書館を直営に戻し、必要な予算と人員を確保して、運営を充実させること。
 - ②門司港地域複合公共施設に移転建て替え計画のある門司図書館は、浸水地域の1階に配置されている。水害時の避難計画を考慮に入れ、利用者・住民・職員の意見を十分に聞いて見直すこと。
 - ③生涯学習に必要なプロジェクター等の視聴覚設備については、早急に門司図書館、戸畑図書館に教育委員会の責任で設置すること。
- (16) 学校施設（体育館、運動場等）の使用料は無料に戻し、市民のスポーツ活動を支援すること。利用者の要望に基づき、学校施設の整備を図ること。
- (17) 市立夜間ひまわり中学校は、夕方からの授業開始であるため、給食を提供すること。また、穴生中・穴生市民センターと城南中学校で行われている歴史ある自主夜間学級への支援は、関係者の意見要望を聞き継続すること。

■子どもたちの権利を保障するために

子どもたちのいのちが何より大切にされ、人間として尊ばれる環境づくりとともに、子どもたちの意見を尊重し、子どもたち自身の取り組みを教師、父母、地域が支え励まし、成長を見守ることが大切です。そのために、2019年4月に施行された「子どもを虐待から守る条例」や2025年4月に施行された「子ども基本条例」に基づく積極的な取り組みをすすめること。

- (1) 2025年7月18日に公表された北九州市立中学校のいじめ事案に関する第三者委員会調査報告書は、速やかに重大事態と認定しなかった市教育委員会だけでなく、被害者の男子生徒側から何度も相談を受けながら、「いじめではない」と判断し続けた教員や学校の対応も「不適切」と指弾した。毎年増加を続ける「いじめ」に機敏に対応できるよう、さらなるいじめ防止策の充実、教育諸条件の整備につとめること。
- (2) 小・中学校において性的少数者（LGBTQ）への理解を広げるため、教員など学校関係者の研修及び児童・生徒への教育・啓発を強めること。
- (3) 市内に、法律に義務付けられた児童自立支援施設を設置すること。シンナー、薬物乱用など、青少年の非行防止のため、必要な対策をとること。
- (4) 児童相談所の充実を図るために、児童福祉司の配置を拡充し、児童相談所の複数設置を検討すること。一時保護所の体制を充実するため、立地の見直しを検討すること。
- (5) 児童養護施設を拡充すること。
- (6) 10代の人工妊娠中絶実施率が全国平均を大きく上回る本市の現状を重く受け止め、公教育としての学校教育における包括的性教育をはじめ、子ども達の心身の発達と人権を保障する施策を実施すること。
- (7) すべての市立小・中・特別支援学校・高等学校・市立大学の女子トイレに、生理用品を常備すること。
- (8) 北九州市立ユースステーションを各区に整備すること。当面、東部地域においても同様の施設を整備すること。青少年に自由な活動の場を提供するために、児童館も積極的に活用すること。
- (9) 国及び福岡県に対し、高校進学希望者が経済的理由により、進学できない事態をなくすよう要望すること。

■学生に対する支援を抜本的に強めること

- (1) 国に対し、先進国の中でも高額な大学等の学費を速やかに半額にするとともに、世界でも例のない入学金制度を廃止するための予算拡充を要請すること。
- (2) 本市独自で所得制限のない給付制奨学金を創設すること。
- (3) 生活困難に直面している学生の調査を行い、必要な支援を実施すること。

4. 市民の知恵と力を活かすまちづくりをすすめること

■仕事と雇用を生み出し、地域経済を元気にする施策の展開を

ロシアのウクライナ侵略の長期化、円安の進行、米国関税、エネルギー・食料品の価格高騰など、複合的な要因によって物価上昇が続き、市民のくらしと中小・零細業者の営業に深刻な影響を与えています。

北九州地域経済の活性化のためには市内企業の99.8%、従業者数で8割近くを占めている市内の中小・零細業者に活力を与えることが決め手です。そのためには、「北九州市中小企業振興条例」にもとづく実効ある対策が強く求められています。また、2023年10月から実施されているインボイス制度により、消費税免税事業者が課税事業者との取引からの排除や登録の強要をされることが起きており、物価高騰で喘ぐ事業者のさらなる廃業につながります。

公共事業を市民生活に直接役立つものに切り替え、融資対策や販路拡大など、地元中小企業振興のため、有効な対策を取ることを強く求めます。

大企業の身勝手なリストラ・工場閉鎖、下請けいじめが、労働者と地元中小企業に深刻な打撃を与えており、行政として、大企業に社会的責任を果たすよう求めることが重要です。企業の誘致とその進出が地元中小企業の振興や正規雇用の創出等、真に地域経済の再生に波及効果をもたらす取り組みが必要です。

(1) 国への要請について

- ①急激な物価高騰が市民生活と本市の地域経済に深刻なダメージを与えているため、消費税を緊急に5%以下に引き下げること。また、中小企業や小規模事業者の淘汰につながり、地域経済を一層衰退させる適格請求書等保存方式（インボイス制度）を廃止するよう要請すること。【再掲】
- ②納税者の権利を侵す「税務相談停止命令制度」の廃止を求めること。
- ③雇用と事業維持・持続のため、雇用調整助成金の特例措置の延長と物価高騰に対して新たな支援策を求めること。
- ④本市の産業及び農業の発展に逆行するTPP、アメリカとのFTA協議からの撤退を求めること。
- ⑤家族の労働を正当に経費として認めない所得税法第56条の廃止を強く求めること。

(2) 国が実施する各種支援金や給付金について、市内の利用状況を把握すること。

(3) 「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実行にあたっては、国からのトップダウンではなく、市民の理解と創意を結集したものとする。

(4) 企業誘致インセンティブの助成金・補助金の交付について

- ①制度そのものが本市にとって過度な財政負担とならないようにすること。
- ②補助金交付にあたっては、進出企業が補助金支給額を超えるだけの経済効果をもたらすかを外部有識者が事前に審査する制度を設け、審査結果を原則、市民に公表すること。
- ③補助金の交付を受けて進出した企業が撤退もしくは財産の売却をした場合には、地域に対する説明を義務付けること。

- ④市内に進出する企業に対し助成等を行なう場合は、市内居住者を優先して正規雇用することを交付条件とすること。
- ⑤補助金などの要件を見直し、地元中小企業がさらに利用しやすい制度に改めること。
- (5)「リストラアセスメント条例」をつくり、市内大企業による労働者の意に沿わない配転、事業縮小や撤退などの計画を事前に把握するとともに、それが地域経済や雇用に悪影響を及ぼさないよう規制・指導を行うこと。
- (6) 公的機関が民間事業者に業務を委託する際に結ぶ契約において、業務に従事する労働者の適正な労働条件等を確保し、労働者等の生活の安定を図り、公共工事、公共サービスの質の向上など地域社会の活性化をすすめる公契約条例を制定すること。
- (7)「小規模企業振興基本法」、及び「北九州市中小企業振興条例」の制定を踏まえた中小企業・商店の支援について
- ①市内の事業所の実態調査を行うこと。その結果を公表し、詳細な分析にもとづいて中小・零細業者支援の実効ある施策を講じること。
- ②市の中小企業向け制度融資について、全額保証に戻すよう関係機関に働きかけること。融資を申し込んだ中小企業に市の規定以上の書類提出を求めたり、金融機関が市の制度融資をプロパー融資のように取り扱ったりすることのないよう、取り扱い金融機関に対して十分指導・監督すること。あわせて、審査等の手続きについては迅速に行なうよう指導すること。
- ③中小企業融資の受付窓口を、各区役所に設けること。北九州市独自の直貸し制度を創設し、現行の融資制度の貸し付け枠の拡大及び、借り入れの利子補給や返済猶予、各種制度融資の利子引き下げなどを検討すること。
- ④既存業者も対象に含めた中小企業団地、レンタル工場の施策に取り組むこと。
- ⑤「住まい向上リフォーム促進事業」を復活させ、使用目的を限定せず、使い勝手の良いものに改善し、予算を増額するとともに受付窓口を増設すること。
- ⑥中小企業や起業を計画する市民等が、高額な工作機械や測定機器を安い費用で利用できるように、機器を設置した施設の整備も含め、中小企業等の支援メニューの一つとして充実・推進すること。
- (8) 公共事業は、市民の暮らし、福祉向上につながるものとし、地元中小企業への優先発注につとめること。そのために、事業全体の地元中小企業への発注率を金額ベースで9割以上とすること。地元企業を優先するため、建設工事請負契約約款に「地元下請業者締結義務」規定または努力義務規定をいれること。また、入札参加資格のない中小・零細業者を登録し、市が発注する小規模な工事・修繕などの受注機会を拡大する「小規模工事等希望者登録制度」を創設すること。
- (9) 地元農林水産業の振興のための対策について
- ①コメ価格高騰の原因は、コメ不足であり、コメの減反政策をやめ、コメの増産体制に切り替えるために、農家が安心して生産に励むことができるように農産物の価格保障と、それを補う適切な所得補償を組み合わせた制度の構築、及び地球温暖化に対応した品種改良を行うこと。食料自給率を50%に引き上げるため、農林水産予算を1兆円増額するよう国に働きかけること。

- ②生産・保冷・流通に必要な施設整備とともに、地元特産物の農産加工への支援を強化するなど、都市型農林水産業の総合的な振興と後継者対策に取り組むこと。また農業関係者の強い要望である（仮称）西部農業総合センターの設置を急ぐこと。
 - ③地産地消や食の安全を重視した地域づくりをすすめるために、直売所や産直販売などの地域の自主的な取り組みを積極的に支援し、農業者と消費者の共同を広げること。地元農林水産物を活用した豊かな病院給食、学校給食など地産地消を促進すること。
 - ④農業委員会の機能を拡充するため、職員の配置増をはじめ体制の強化と予算の確保を行うこと。
 - ⑤酪農・畜産や農業、林業、水産業における飼料・肥料、資材、燃料、電力等の価格上昇への対策として本市独自の財政支援を行うこと。
 - ⑥遊休農地の解消とさらに安全安心の学校給食のため有機農産物を生産する農業者を増やすこと。そのために、有機農業に関する外部有識者を招いて技術指導の勉強会を開催するなど広く市民に周知すること。
- (10) 物価高から中小企業の営業を守る対策について
- ①減収や税金滞納の有無に関わらず、中小企業を対象に直接支援制度を国の責任で行うよう働きかけること。
 - ②事業者間の適正な取引を促進するために下請代金支払遅延等防止法（通称：下請法）（2025年5月に成立・2026年1月施行）などを生かし、親会社との価格協議を促し、適正な価格転嫁を後押しすること。
 - ③雇用の7割を支える中小企業で、最低賃金を時給1,500円以上に引きあげ、物価上昇に見合う賃上げを実現するために、岩手、群馬、茨城、奈良、徳島の各県が実施している中小企業への直接支援や補助を行うこと。
 - ④トランプ関税の影響を受ける中小企業に対して、融資、家賃やリース料などの固定費補助、下請け事業者に対する単価切り下げや発注打ち切りを防ぐ対策を行うこと。
- (11) 若者の正規雇用を拡大し、将来に展望が持てる雇用環境の実現について
- ①市内民間企業等に対して、地元高校・短大・専門学校・大学卒業者等の正規雇用採用枠の拡大等を働きかけること。
 - ②社会福祉支援策の充実によって、福祉分野での正規職員の労働力確保をはかり、若者の雇用の場を広げること。
 - ③関係機関と連携し、偽装請負、サービス残業等の根絶に向けた改善に取り組むこと。
 - ④労働ハンドブックを高校・大学卒業生および新成人に配布、閲覧できる体制を強化し、青年労働者の権利を守る取り組みを支援すること。
 - ⑤本市の「産業振興未来戦略（2024年3月）」において、女性・若者雇用創出とマッチングなどについて目標を設定して取り組むよう位置づけること。
 - ⑥改正労働契約法について、あらゆる機会に啓発するとともに、無期契約逃れを指導・改善すること。市の外郭団体への周知を徹底すること。また、若者ワークプラザ等で実施する、社会保険労務士による市の労働相談においても徹底すること。
 - ⑦市内就職者に対する奨学金の返済支援を拡充すること。
- (12) 国・県とも連携して若者などを過酷な労働に追い立て、使い捨てる悪質な企業をなくすための取り組みについて

- ①時間労働の実態の把握に努めること。
- ②セクハラ、パワハラ、マタハラやサービス残業等、違法行為の根絶等の対策をとること。
- ③カスタマーハラスメント（カスハラ）から労働者を守る対策を徹底すること。
- (13) 修学旅行生への宿泊税は免除すること。
- (14) 本市の「商店街の活性化に関する条例」にもとづく市場・商店街への支援について
 - ①大型小売店の無秩序な出退店を規制し、既存の市場・商店街の活性化を図ること。
 - ②高齢者等への「宅配事業」をはじめ、市場・商店街の共同事業や行事を支援すること。また、消費者の利便性を高め、人が集まる街づくりをすすめるため、駐車場、広場、公園、コミュニティセンター、行政施設等を整備すること。

■地球環境を守り、自然を大切にすることに取り組むに全力をあげる

2024 年の世界の平均気温が史上最高を更新し、産業革命前の水準を 1.55 度上回りました。日本でも猛暑、豪雨、豪雪、山火事などが頻発し、農業や水産業にも大きな被害を与えており、このままでは「後戻り」できない破局的な事態に陥ってしまいます。

これからの 10 年が決定的であり、国連は気候危機の回避に不可欠な「1.5 度目標」達成のために、世界全体の温室効果ガス排出量を 2035 年までに 2019 年比で 60%削減することが必要としています。2025 年、国際司法裁判所は、国際法のもとで各国が温室効果ガスの排出削減など気候変動対策をとる義務を負うとする勧告的な意見を出しました。先進国・排出大国など各国が野心的目標をもち対策を加速させることが強く求められています。

これに対して、日本政府が国連に報告した削減目標「2013 年度比 60%削減」は、2019 年度比 53%削減にとどまっています。これは経団連の要求を丸のみしたもので、世界第 5 位の排出国としての日本に対する要請にこたえておらず、国際社会から強い批判を受けています。CO₂削減目標のさらなる引き上げ、省エネの拡充と石炭火力廃止の期限を決めた再エネへの「公正な移行」を進めることが必要です。

本市は、市域 CO₂排出の 65%を占める鉄鋼業など素材産業、また石炭火力発電事業所に対し早急に化石燃料の使用中止に向けた協議を行い、期限を決めた再エネへの「公正な移行」の準備にとりかかるべきです。

一方、市民の「ごみ減量化」や「地球環境を守る」気運のさらなる高揚をはかり、いっそう幅広い市民の協力を得て、リデュース・リユース・リサイクルを促進してごみの減量化を図るとともに、環境保全を重視し、市民の健康と安全を最優先する環境行政に転換することが必要です。また、世界的に深刻な問題となっているプラスチックごみによる海洋汚染の防止に向けて、引き続き使い捨てプラスチックの使用削減と、製品プラスチックの適正処理による温室効果ガス削減への本市の積極的な取り組みが求められています。

- (1) 地球温暖化防止、気候危機の打開に向けた積極的な取り組みについて
 - ①国に対し、気候危機を打開するため、「省エネ、再エネ」により本市で排出される温室効果ガスを 2035 年度までに 2013 年度比 75～80%削減（＝2019 年度比 71～77%削減）をめざす戦略を策定し、気候変動危機に本気で取り組むことを強く要請すること。
 - ②OECD（経済協力開発機構）によりアジア地域で初めて選定された「SDGs」推進に向け

た「世界のモデル都市」として、2050 年の本市の温室効果ガス排出「実質ゼロ」実現に向け、当面の 2030 年までの本市の削減目標をさらに引き上げるとともに、「北九州市地球温暖化対策実行計画」の抜本的見直しを行い、温室効果ガスを大規模に排出している市内企業に対し、踏み込んだ削減目標を提起するなど、産業界との協定の締結、削減実績の報告を求めるなど対策を講じること。

③再生可能エネルギーによる発電を拡大するとともに、二酸化炭素を大量に排出する石炭、LNG（液化天然ガス）は、発電に使用しないよう国及び事業者働きかけること。

④2050 年カーボンゼロの達成のために、省エネへの大転換が不可欠であり、その要となる住宅の高断熱化などに対する本市独自の「住宅リフォーム助成事業」を創設すること。

⑤家庭用蓄電池の購入補助制度を創設すること。

(2) 本市として、脱原発の立場を明確にすること。

(3) 地域における自立・分散型再生可能エネルギー政策に関わる理念を、すべての市民と共有するための条例を制定すること。

(4) 本市のバイオマス発電については、燃料の木質ペレット等をベトナムやマレーシアなど海外から輸入しており、燃料の生産・加工・運搬において大量の温室効果ガスを排出し、燃料生産地の環境破壊が世界的問題にもなっているため、輸入燃料での大規模バイオマス発電は中止すること。

(5) 本市が推進している水素利活用について、使用する水素は本市の再エネ電力によるグリーン水素に限定すること。

(6) 地元企業参入に誘導するため、洋上風力発電や太陽光発電などの再エネ電力の利活用を推進し、地産地消の再エネ電力へ大転換するとともに、大規模蓄電基地の研究を推進すること。

(7) 自公政権はトヨタの戦略に従い、2035年までCO₂を排出するハイブリッド車（HV車）を延命させる方針である。世界が電気自動車の普及に全力を挙げる中、脱炭素にも逆行し、日本の部品産業を滅ぼしかねない政府の方針は撤回を求めること。

(8) プラスチックごみの減量対策について

①プラスチックの「大量生産・大量消費・大量廃棄」からの転換に向けた実効性のある仕組みづくりのために、国に対し生産から廃棄までメーカーが責任を負う「拡大生産者責任」を徹底することを要請すること。

②市役所が率先してプラスチックごみの目標を持った減量化を推進すること。

③プラスチック容器包装の分別協力率の向上と 60%の目標のさらなる引き上げ。その他、硬質プラスチックの油化事業に取り組むこと。

④プラスチック容器包装リサイクルを促進しながら、食品トレイの生産・販売・流通・リサイクルの循環の仕組みをさらに強化すること。

⑤マイクロプラスチックの蓄積状況の調査内容（環境および魚介類・野生生物・人体）の拡充、調査箇所数及び頻度の引き上げ、河川に加え海洋など広範囲に調査を行い、環境基本計画のなかに発生抑制対策を新たに位置づけること。

(9) ごみ処理の公的責任を明確にしたごみ減量化の取り組みについて

①指定ごみ袋を無料に戻すこと。

②粗大ごみ（大型ごみ）の収集手数料を無料に戻すとともに、各環境センターを窓口として市民からの申し込みに対して、すみやかに戸別収集することを原則とすること。

- ③ごみステーションにおけるごみ出しルールの向上のため、市民啓発を強めるとともに、市民の利便性向上のために必要に応じて箇所数を増やすこと。また、家庭ごみステーションにおける資源化物の収集箇所を増やすこと。環境審議会答申に基づいて、市の未利用地へのステーションの設置をさらにすすめること。
 - ④ごみステーションに対する防鳥ネット、折り畳み式簡易集積容器、及び固定式集積容器などを住民の要望に柔軟に対応し、住民負担なく市が責任をもって設置すること。
 - ⑤市の責任において、古紙の回収とリサイクルの取り組みを強化すること。
 - ⑥製造者責任の徹底と過剰包装の抑制などで、さらなるごみ減量化を進めること。
 - ⑦市民への周知と協力により、いっそうのごみ分別収集に取り組み、ごみの減量化と「3R」（リデュース・リユース・リサイクル）を推進すること。
 - ⑧ゴミの分別、資源化、リサイクルの取り組みは熊本県水俣市での23分別収集に学び、「新しい循環型社会形成推進基本計画」の削減目標を大幅に引き上げること。
 - ⑨コンポスト購入（電動式含む）の補助金を復活させること。
 - ⑩一般廃棄物、事業系ごみの削減目標をさらに引き上げ確実に達成すること。
 - ⑪「ふれあい収集」制度や利用要件の緩和の市民周知を徹底し、予算や人員を抜本的に増やして、国の支援が活かされるようさらに利用対象を拡大すること。
- (10) 生活環境改善に向けた取り組み強化について
- ①環境監視・調査体制を強化するため十分な人員を配置すること。
 - ②光化学スモッグ、PM2.5、浮遊粒子状物質、降下ばいじん、自動車排ガス、悪臭対策を強め、クリーンな大気を実現するため、ばいじんなどの排出企業に対し改善対策を徹底するよう強く求めるとともに、企業への指導情報（指導内容を含む）を市民に公開すること。
 - ③石炭や鉄鉱石などのストックヤードやベルトコンベアによる運搬時の飛散防止のために、密閉型に改めるなど緊急に改善をさせること。
 - ④測定箇所を発生源に近接した場所にも設置し、日常の観測などを強めること。
 - ⑤生活環境における低周波による健康被害の訴えがあった場合、市として調査し、指導を行うなど必要な対策を講じること。
 - ⑥下水道未整備区域において、市町村設置型の合併浄化槽の整備を行うこと。維持管理の補助制度を創設すること。
- (11) 人の健康や生態系に影響を及ぼす化学物質への対応の強化について
- ①ダイオキシン、PFAS類などの化学物質、アスベスト、内分泌かく乱物質（環境ホルモン）などの実態調査内容の拡充及び情報の公開、必要な対策を実施すること。
 - ②PRTR法の対象となる化学物質について、市内における排出・移動量を市民に積極的に公表すること。
- (12) 自然環境保全の取り組み強化について
- ①曽根干潟や平尾台など自然環境を守るなど生物多様性の保全を推進すること。平尾台の広谷湿原等のラムサール条約指定に向けて、いっそう取り組みを強化すること。
 - ②洞海湾の水質と底質の状況及び、響灘の企業埋立地等の土壤汚染状況を把握するとともに、その原因者を明確にしたうえで具体的な改善対策を実施すること。
 - ③国土交通省・環境省の支援を受け、全国水環境マップ実行委員会が実施している「身近な水環境の全国一斉調査」への市民参加について、市として支援すること。

- (13) 特定外来生物の「ツマアカスズメバチ」、「ヒアリ」、「セアカゴケグモ」、「アカミミガメ」、「アメリカザリガニ」、「アライグマ」、「オオキンケイギク」などに対する監視をさらに強化すること。
- (14) 高濃度 PCB 廃棄物処理を終了した JESCO 北九州事業所の施設解体にあたっては、国に対し、PCB を含む機材が放置・無管理状態にならないようにするとともに、PCB に汚染された土壌を完全に除去し、改良するよう要請すること。
- (15) 災害廃棄物の最終処分場においては、100 年、200 年と長期にわたって放射能濃度を測定し、管理する体制を検討し確立すること。
- (16) 市域内での「開発行為」に当たっての「環境アセスメント」について
 - ①対象区域をより小さく設定して、厳格に実施するとともに、議会に中間報告を行い、市政だよりなどで結果を公表すること。
 - ②洋上風力発電の低周波については、予測や影響などを入念に調査・分析・検討し、情報公開すること。また、北九州市は「渡り鳥の十字路」といわれる重要な拠点であり、洋上風力発電によるバードストライクを回避するため、ヨーロッパにおける「カットアウト風速」など有効な措置を講じること。
 - ③環境影響評価法の対象事業とならない小規模の太陽光発電事業について、北九州市環境影響評価条例に基づくガイドラインや指導要領にそって、開発事業者の指導を行うこと。
- (17) 市内で行われている採石事業に関する市環境基本条例に基づく対応について
 - ①採石により、広大な自然が破壊されており、産業と環境の両立を提唱する本市として、環境の保全と回復について事業者任せにすることなく早急に対策を実施すること。
 - ②採石にともなって発生する大量の粉じんによる作業員や地域住民の健康被害を防止するため、企業の責任を明確にした健康診断・健康調査・啓発を徹底すること。
 - ③採石場やその搬出場周辺での粉じんによる、道路・住宅・地下水・草花・河川・海岸の汚染防止を事業所任せにせず、市の指導を徹底すること。

■住民の声をいかした街づくりをすすめること

- (1) 市街化区域と市街化調整区域の区域区分見直しについては、住民合意を大前提にして、住民無視の一方的な線引きは強行しないこと。
- (2) 市営住宅の有効活用と環境改善について
 - ①退去後修繕の予算を拡充し、応募倍率の高い市営団地の空き家を優先的に募集するなど、有効活用を図ること。
 - ②家賃減免申請は、収入が増える見込みのない高齢者などは手続きを簡素化すること。
 - ③風呂釜設置にあたり、その費用を過度に入居者に負担させないこと。
 - ④全棟のカビ発生状況を調査し、必要な対策を講じること。
 - ⑤敷地内の草刈り及び樹木の剪定について、市の責任において行うこと。
 - ⑥ごみステーションにおいて、散乱対策に有効なボックス式の集積容器の設置を進めること。
 - ⑦上層階の空き家対策として、大学生などの入居など工夫すること。
 - ⑧再配置計画等でより利便性の高い場所への移転新築をすすめること。
- (3) 公共施設を 40 年間で約 24%削減する「公共施設のマネジメント」の見直しについて

①身近な市民利用施設の廃止、統合等について、行政による市民への一方的な計画押し付けではなく、施設の設置経過や地域性を中心に、市民への十分な説明と協議、地域住民の知恵を集める対策を講じるなど、当初から住民参加を貫いて合意を形成すること。街づくりの視点を大切に、合意なき計画は強行しないこと。

②門司区の2つのモデルプロジェクトは、ワークショップでの意見など住民の声をいかし、市有地を活用した計画に見直すこと。

(4) 黒崎中心市街地の再生について

①メイトクロサキビルの今後については、何よりも一日も早い再生方向の決定が求められており、商業、業務、住宅のニーズを把握し、地権者の意見、商店街や西区住民の声をいかして黒崎地域再生に向けて、必要な支援を含め、対策を講じること。

②南北の流れを作り、中心市街地の歩行者を増やすための工夫と施設整備を行うこと。また、子どもから年長者まで楽しめる魅力施設の配置を講じること。

③定住人口の増加のため、市営住宅や民間住宅の設置を促進すること。

④行政施設・医療機関・商店街と周辺居住地を連絡する地域循環バスを市の責任で運行させること。

(5) 折尾地域の開発について

①JR折尾駅南口広場の、一般車、タクシー、バス乗降所、一般駐車場については、関係者の理解と協力が得られるように、丁寧に対応すること。

②拡幅・新設された幹線道路は、今後の予定も含め、高齢者や障がい者の意見を聞き、利用しやすいものとする。

(6) JR（構内以外）及び筑豊電鉄の各駅にトイレを設置すること。

(7) 公共施設や公園等のトイレの洋式化をすすめること。

(8) 市営駐車場の料金を引き下げること。

(9) 市民や専門家からのアイデアを募り、到津の森公園の利用者増加と魅力向上を推進するとともに、えさ代補助等の支援を強化すること。

(10) 有料公園の利用料の引き下げを行い、気軽に何度も利用できる公園を目指すこと。

(11) 高齢者から子どもまで気軽に公園を利用できるように整備すること。

(12) 河川敷の整備を進め、気軽に水辺の散策ができるようにすること。

(13) 地籍調査の促進を図ること。

(14) 地域でのトラブル防止と、動物愛護の観点から、犬・猫の不妊去勢手術などの助成のために予算を大幅に増やすこと。

(15) まち美化の観点から、防草対策が定着するまでの間、草刈り予算を増額すること。

(16) 狭い歩道や通学路においては、ゴミステーションの設置は植栽スペースの活用など柔軟に対応すること。

(17) 街路樹の倒木事故防止のため、各区に樹木医を配置し、樹木の日常点検を充実させること。

■交通体系を整備し、市民の足を守ること

(1) 移動の権利の保障を核とした（仮称）「北九州市交通基本条例」を制定すること。

(2) 市が主導して、有益で貴重な市営バスの有効活用を含めた全体の交通政策を策定すること。

- (3) JR 筑豊本線他の駅無人化に伴い、駅施設のバリアフリー化と安全対策を講じること。
- (4) 西鉄バス田川（快速）小倉線は、市外とはいえ小倉に生活基盤を置く住民の生活路線であり、赤字補填のための予算を確保し、関係事業者に路線の復活を要請すること。
- (5) 市民の足を守る公営交通としての市営バスの使命を果たすための措置について
 - ①不採算路線を走行せざるを得ない市営バスに対して、必要な補助を実施し、経営の安定を図ること。
 - ②運転部門の正規職員は年々減少し、職員全体に占める非正規率が90%を超えている労働環境を改善するために、整備部門も併せて新規の正規職員の採用を継続し、採用枠を増やすこと。
- (6) 交通結節点の混雑解消、バス停、電停、JR各駅等のバリアフリー化を進めること。またバス事業者に助成して、バス停に屋根やベンチを設置すること。
- (7) 高台や路線バス廃止地域などは、最寄りの公共施設を拠点として市営バスが小型車両などで運行すること。現行の「おでかけ交通」は市の責任で運行し市民の足を守ること。また、タクシーとの連携を視野に、お出かけ交通とタクシーが利用者増につながる取り組みを検討すること。
- (8) 子どもたちの安全を守るために、防犯灯の整備を含め、通学路の安全対策に全力をあげること。
- (9) 自転車道の整備を全市で行うこと。
- (10) モノレール各駅における有効なホームドアなど転落防止対策を講じること。
- (11) 歩行者及び車両の安全確保と渋滞解消のため、道路整備や交差点改良をすすめること。
- (12) 関門トンネル渋滞解消のため、関門橋の通行料を現在の関門トンネルと同一にすること。

5. 憲法の精神を活かし平和と人権を大切にす市政をすすめること

2021年1月22日に発効した史上初めて核兵器を違法とする核兵器禁止条約は、いまや74カ国が批准し、国連加盟国（193）の過半数に迫る94カ国が署名しています。核兵器の非人道性を訴えた被爆者の声が、その大きな力となりました。

そして2024年、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）は、ノーベル平和賞を受賞しました。長年の地道な活動で、被爆の実相を世界に広げ、核兵器の非人道性を明らかにし、核兵器禁止条約へのうねりをつくり出してきた活動が認められたものです。

■平和を守る市政をすすめること

- (1) 自公政権が9条改憲を進めている下で、戦争放棄の憲法9条の改定に反対するとともに、改悪された教育基本法の具体化に反対し、平和と人権を守ること。自衛隊基地のある都市として、海外派兵・集団的自衛権の行使につながる関連法制の廃止を求めること。
- (2) かつて長崎に投下された原子爆弾の第一目標とされた準被爆都市として、戦争の惨禍を繰り返させない本市の決意を示し、核廃絶と平和を願う市民の声に応えるための「非核・平和都市宣言」を実効あるものにし、さらに積極的な施策を展開すること。市役所及び各区役所に「非核・平和都市宣言」の看板を設置し市民に大きくアピールすること。

- (3)「平和首長会議」のメンバーとして、被爆都市である広島、長崎両市の取り組みと共同し、核兵器廃絶への具体的な行動に踏み出すとともに、被爆者国際署名の推進・普及に取り組むこと。国に対し「核兵器禁止条約」を批准するよう求めること。
- (4)「非核・平和都市宣言」にふさわしく、平和推進のための基本条例を制定すること。
- (5) 平和教育のセンターとしての「北九州市平和のまちミュージアム」の充実について
- ①戦争の悲惨さを若者に継承するなど平和教育のセンターにふさわしいものとする。
 - ②近現代の歴史と戦争遺跡の調査、研究により、戦争の加害と被害の両面を史実に基づいた展示を行うこと。
 - ③市民の意見を十分に反映させるため、運営委員会メンバーに平和団体や市民を参加させること。
 - ④「核兵器禁止条約」を展示し、市民にアピールすること。
 - ⑤2024 年度に廃止された小学6年生を対象にした「平和のまちミュージアム」スタディツアーは、重要な平和授業であり、復活させること。
- (6) 市民の安全・安心のための国への要請について
- ①憲法9条の改定に反対の意思を示し、「軍事費 GDP 比 3.5%、年 21 兆円」など、「大軍拡、大增税」の中止を求めること。
 - ②憲法違反の集団的自衛権の行使容認と安保 3 文書の閣議決定を撤回し、「安保法制」、「秘密保護法」、「共謀罪法」、及び「重要土地利用規制法」の廃止を求めるとともに、「スパイ防止法」の制定に反対すること。
 - ③米軍及び自衛隊基地の強化につながる在日米軍基地の再編に反対し、本市及び本市の近隣にある自衛隊基地を撤去・縮小すること。
 - ④「敵基地攻撃能力」の保有、「核兵器共有」論など、自衛隊が米軍と一体となって、海外で武力行使ができる戦争する国づくりの準備をやめること。
 - ⑤「強靱化計画」の対象とされている陸上自衛隊「小倉駐屯地」と「富野弾薬庫」について、本市と周辺住民に「計画」の内容を明らかにすること。
 - ⑥陸上自衛隊小倉駐屯地と富野弾薬庫の周辺 1 キロを対象にした「重要土地利用規制法」は、市民の財産価値の低下やプライバシー権の侵害につながるものであり、周辺住民への説明を行うとともに撤回を求めること。
 - ⑦米軍関係者の犯罪による治安悪化や、騒音や大気汚染、事故の危険増大など、市民への悪影響が懸念されるなか、滑走路の延長や米軍宿舎、米軍司令部の建設など航空自衛隊築城基地の米軍基地化が進められていることについて、米軍訓練の中止及び緊急時の普天間飛行場の代替施設、米軍岩国基地のサブ基地としての同基地の使用を中止すること。
 - ⑧築城基地の航空祭における戦闘機の北九州上空飛行や、小倉駐屯地で毎年開催されている自衛隊創立式典での航空展示は、騒音被害や墜落事故の危険など、北九州市民の安全を脅かすものであり、中止すること。
 - ⑨航空自衛隊芦屋基地の滑走路延長計画の中止、及び住宅地上空での訓練を中止すること。また、影響を受けた近隣の小・中学校等の防音工事を促進すること。「ミサイル防衛」の地上配備型システムによって、航空自衛隊芦屋基地、築城基地に配備された未完成兵器・PAC3MSE ミサイルを撤去すること。
 - ⑩市民の憩いの場である公園や市街地での防災訓練等の名目による軍事演習、及び市道での

銃火器携帯の行軍訓練など、市街地における都市型戦闘訓練を中止すること。市街地での戦闘訓練のための陸上自衛隊曾根訓練場の都市型訓練施設を撤去すること。

⑪北九州空港及び周辺空域の軍事利用につながる、航空自衛隊築城基地への低高度管制の委託をやめること。

⑫北九州空港における米軍航空機等の離発着、及び周辺空域でのオスプレイ飛行は認めないこと。相手国からの報復攻撃が北九州市民の生命財産に重大な影響を及ぼすため、北九州空港の「特定利用空港」選定について、撤回を求めること。

(7) 北九州港への自衛隊艦船や米軍艦船等の入港については、拒否を明確にすること。

(8) 自衛隊への市民の個人情報（名簿）の提供を含め、自衛隊員募集への本市の協力は中止すること。

(9) 市内小・中・特別支援学校へ「防衛白書」を配布しないこと。

■安全・安心の市民生活の実現に全力をあげること

近年多発する自然災害を教訓として、地震をはじめ自然の脅威に対する備えや、災害時の危機管理体制の充実や災害に強いまちづくりが、行政にとって喫緊の課題となっています。

また、福島第一原子力発電所の事故は依然として深刻な事態が続いており、あらためて危険な原子力発電からの撤退が求められています。

一方、市民のいのちと安全をおびやかし、本市のイメージを大きくダウンさせた暴力団による相次ぐ事件は、大きく改善がはかられてきました。しかしながら、引き続き、市民のいのち、財産、安全を守る自治体の使命に基づく、犯罪の防止・抑止、暴力追放の取り組みは極めて重要です。市民の間に広がっている暴力追放世論をしっかりと受け止め、暴力団対策をいっそう強化することが必要です。

(1) 市として「脱原発安全都市宣言」を行い、「脱原発をめざす首長会議」に参加すること。

九州電力川内原子力発電所及び同玄海原子力発電所の稼働に、反対の立場を表明すること。

原子力発電から再生可能自然エネルギーへの転換に向けて、国や電力事業者、並びに関係機関に強く働きかけること。

(2) 東日本大震災の教訓である「釜石の奇跡」などを本市の防災にいかすために、釜石との交流を続けること。能登半島地震の被災地への支援を継続すること。

(3) 市内の急傾斜地土砂災害警戒区域について、県に対し急傾斜地崩壊対策事業（大規模崩壊対策）の対象要件の緩和と、小規模急傾斜地の補助要件の緩和を求めるとともに、本市独自の対策を講じること。

(4) 高潮・津波による災害を未然に防ぐため、福岡県に必要な対策を実施させること。また、高潮浸水想定区域における、門司港地域複合公共施設を含めて、防災拠点となる市の施設建設は行わないこと。

(5) 豪雨災害に対応するために、福岡県への要望の強化とともに、民有地のがけ地防災対策においては、横浜市など他都市の制度を研究し、支援のための無利子融資を含めて早急に実施すること。

(6) 危険なブロック塀の撤去費用への補助制度の拡充と、フェンス・生垣の設置補助を新設すること。

- (7) 地震、台風、豪雨など自然災害に対し、ハード・ソフトの両面から十分な備えについて
- ①旧耐震木造住宅すべてを対象とし、居間、寝室等の簡易耐震工事にも助成を広げるなど木造戸建て住宅の耐震改修工事の現行補助基準を緩和すること。
 - ②震災時、家具の転倒による被害から高齢者・障がい者など要援護者の生命を守るため、家具固定事業に取り組み、防災のしおりに位置づけるとともに、いきいき安心訪問・住宅防火訪問、関係局の訪問系事業等（生活保護、すこやか安心訪問等）で高齢者世帯等への支援を行うこと。
 - ③震災時の身の安全の確保と震災後の BCP 対策を目的に、事業所・オフィスの家具什器の転倒防止策を啓発すること。とりわけ災害時の拠点としての機能が求められる市庁舎および市の出先、施設における 100%の家具什器転倒防止策を早急に実施すること。
 - ④市有特定外建築物の耐震診断結果を踏まえて、必要な改修計画を具体化すること。
 - ⑤民間マンションの耐震診断・工事の負担軽減のため、助成制度を改善・充実すること。
 - ⑥ます刈ダムについては、効果的運用を恒久化することで洪水調整施設とすること。また、紫川の河川改修工事を早急に行うこと。並行して、市が管理する河川における溢水対策にも万全を期すこと。九州北部豪雨災害の教訓を踏まえて中小河川への豪雨時の水位計の設置をさらに促進すること。
 - ⑦旦過市場の整備については、住民・事業者・地権者の意見を尊重すること。
 - ⑧市立小・中・特別支援学校体育館の防災機能を充実させるためのエアコンを早急に設置すること。
- (8) 合流式下水道を分流式下水道に改善・促進すること。
- (9) 火災をはじめ緊急時に市民を守る日頃の備えの充実について
- ①災害時の出動に支障がないよう、消防署・出張所・訓練研修センターの耐震診断・耐震化を行うこと。また、消防団施設についても早急に耐震化対策や駐車場を整備すること。
 - ②今後さらなる増加が予想される救急出動要請に対応するため、救急車（救命隊）を増加させること。
 - ③市場・商店街の火災予防の啓発と防火訓練を徹底すること。また、漏電対策を講じること。
 - ④消防団の定員の充足を促進するために、団員の処遇改善を行うこと。
- (10) 市民のいのちと安全を守る立場から、国に対して白島石油備蓄基地の撤去を強く求めること。東日本大震災の教訓をもとに、国や関係機関に対し老朽化している施設・設備の総点検、液状化対策等、安全対策についての当面の措置を強く求めること。
- (11) 老朽家屋等除却促進事業の助成にかかる予算を増額し、制度を有効に機能させること。
- (12) すべての公共施設に対して、アスベスト使用状況を点検し、飛散対策を徹底するなど管理者としての責任を果たすこと。民間の建物の除去費用の助成制度を充実させること。ハザードマップを作成すること。
- (13) あらゆる暴力を許さない取り組みを推進すること。とりわけ、福岡県警察とも連携して、暴力団追放運動をいっそう強化し、公共事業への暴力団の介入を排除する対策を徹底すること。民事暴力相談センターの存在を市民に周知し、活用をすすめること。
- (14) 警察に対して、暴力団の資金源にもなっているヤミ金や「なりすまし詐欺」の防止とともに、捜査・検挙の強化を求めること。
- (15) 町内会負担の防犯灯の設置及び維持管理費は、全額公費負担とすること。

- (16) 水道事業と下水道事業の老朽管対策・老朽施設対策を前倒しでとりくむこと。
- (17) 上下水道料金の福祉減免制度（生活保護世帯、非課税世帯、児童扶養手当受給世帯、障がい者世帯など）を創設すること。
- (18) 福岡県住宅供給公社の賃貸住宅について、老朽化等により住民の日常生活に支障をきたすことのないよう、福岡県に対して早急に改善するよう要請すること。また、共用部分のLED化について、早急に調査・計画の作成と、全県営住宅の共用部分及び県が設置した照明器具本体の照明をLEDに取り換え、共用部分については自動点滅式のLED照明化を要請すること。
- (19) 民法改正による成年年齢引き下げによる若年層の消費者被害を防止するため、消費生活センターと学校等が連携して消費者教育を強めること。
- (20) カジノを中心とする統合型リゾート（＝IR）は、ギャンブル依存症をまん延させ、青少年の健全育成にも悪影響を及ぼすものであり、誘致しないこと。
- (21) 危険な交差点に防護柵を設置すること。横断歩道や停止線・路側帯を定期的に点検し、白線が消えかかっている個所などの改善を図ること。
- (22) 市民のいのちと財産を守るために献身的な取り組みをしている消防団活動を支援するため、関係者の意見要望にもとづいて使用する車両を含め、十分な資機材の選択と整備を行うこと。

■市民の自主的・民主的な教育・文化・スポーツ活動を支援すること

市民の自主的・民主的な教育・文化・スポーツ活動への支援は、市民の自己実現を図り、まちづくりの主体形成につながる重要な課題です。

- (1) 市民の歴史的、文化的財産の保存・活用について
 - ①文化財保護審議会の所管を教育委員会にもとし、建議できるよう条例を改正すること。
 - ②2015年6月、国際学術組織ドコモから「日本におけるモダンムーブメントの建築」に選定された八幡市民会館をはじめ、近現代の建築物の調査を行い、文化財としての保存活用計画を策定すること。
 - ③旧八幡市民会館への埋蔵文化財センターの移転計画は中止し、市民会館としての機能を存続させ再開すること。
 - ④市民の財産である市内の伝統文化・芸能・まつり等の保存・継承・振興のために、予算増を含めて支援を強めること。
 - ⑤乱開発から文化遺産を保護するため、調査・保存対策をすすめること。
 - ⑥小倉南区の城野遺跡は、その価値を発揮するよう整備・活用すること。
 - ⑦イコモスなど外部有識者の助言にもとづいた適切な発掘調査が行われず、市民や議会への説明責任を果たすこともないまま破壊された、初代門司駅遺構の取り扱いを検証し、今後、文化財保存に関する、行政の意思決定プロセスの透明化を図ること。
 - ⑧本市有形文化財である門司区役所は、市民の利便性を図るためにバリアフリー化すること。
- (2) 市民センターの施設、設備の拡充と市民が利用しやすい運営について
 - ①外壁工事、屋上防水工事、空調設備の改修など、利用者の安全にかかわる老朽化対策は期限を定めて実施すること。

- ②大規模改修、長寿命化計画の策定、及び各施設のバリアフリー化をすすめること。
- ③利用促進を図るため開館日及び時間を拡大し、日・祝日も使用できるよう改善すること。
- ④市民要望の強い地域においては、市民サブセンターの新設を積極的にすすめること。
- ⑤営利を主たる目的とした利用を見直すこと。
- ⑥「年長者いこいの家」の地域への移譲は中止し、安全対策を図るため大規模改修・長寿命化をはかり、日常的な設備の改修を行うこと。
- ⑦市民センターの開館時間の短縮について、市民の意見を検証すること。
- (3) 文化・スポーツ予算を大幅に増やし、誰でも文化・スポーツに親しみ、楽しめるよう施設を拡充するとともにバリアフリー化をはかり、障がい者が利用しやすい施設とすること。併せて市外在住者にも市内在住者と同様の障がい者減免を実施すること。北九州市民球場に、高齢者や車椅子利用者のためのスロープ又はエレベータを設置すること。
- (4) 本市の文化芸術活動を支える鑑賞団体への支援を行うこと。施設・設備使用料助成は主催者の持ち込み機材も対象とするなど、団体の要望を十分取り入れること。
- (5) 空き店舗施設の活用など、市民が身近なところで音楽や演劇などを鑑賞し、自ら練習・発表できる場の確保など支援すること。

■個人の尊厳とジェンダー平等のために

政府は 2022 年 1 月、世論に押されて男女賃金格差の情報を開示することを決めました。男女の賃金格差は年収で 240 万円、生涯賃金は 1 億円にも上ります。世界経済フォーラムの「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数 2025」で日本は 148 か国中 118 位と前年と同順位で、政治・経済分野の改善が遅れている状況は変わらず依然として主要 7 カ国（G7）で最下位です。夫婦同姓を法律で義務付けているのは世界で日本だけです。

- (1) 国に対し、選択的夫婦別姓制度を早急に導入するよう要請すること。
- (2) 「改正」男女雇用機会均等法に基づき、女性への採用差別や賃金格差、妊娠・出産による退職強要や昇給・昇進差別などをなくすよう、関係機関と連携して、企業への働きかけを強めるとともに、相談・救済のための対策をすすめること。国に対し、男女の賃金格差の情報公開の対象をさらに拡大するよう求めること。
- (3) 女性副市長を中心とした総合的なジェンダー平等のための施策推進について
 - ①公務労働において非正規雇用が拡大している。会計年度任用職員の処遇改善を図り正規化を進めること。休暇制度を正規職員並みに改善すること。
 - ②市政に関する企画・立案部門をはじめ、広く女性幹部職員の登用率を高めること。
 - ③各種審議会委員の任用にあたっては、女性団体に広くよびかけ透明な基準で女性の登用を促進すること。
 - ④母子寮の整備・増設をすすめ、支援が必要な母子に届くよう各機関が連携を図ること。
 - ⑤学校教育を通してジェンダー平等の教育を徹底し、性別役割分業意識やジェンダー差別をなくす積極的な学習内容への改善に努めること。
 - ⑥民間の職場を含めて「セクハラ・パワハラ・マタハラ」等の防止対策を徹底するよう働きかけるとともに、相談体制の充実を図ること。

- ⑦DV法、ストーカー規制法などにもとづき、相談体制の充実、シェルター設置など被害者の自立支援体制を強化し、女性への暴力根絶に取り組むこと。あわせて、民間支援団体への助成金の充実など、支援を強めること。
- (4) トランスジェンダーについての相談窓口は、メールや市公式 LINE など活用し、相談者を市内外の当事者団体に紹介するなど、日常的に相談交流できるよう工夫すること。
- (5) 性暴力被害支援センター・ふくおかの周知をあらゆる世代を対象におこなうとともに、本市独自の相談・支援体制を充実させること。

■市民に関かれた公正で民主的な行政運営を行うこと

採算のとれないハコ物、市民の役に立たない事業への税金投入をやめて、市民に関かれたガラス張りの行政の実現と、誰もが納得できる税金の使い方に改革することを求めます。市の公共工事や各種事業の実施にあたっては、関係者の意見をよく聞き、住民合意を十分にはかりながらすすめる必要があります。

- (1) 市民の投票権を保証し、投票率を向上させるための改善措置について
 - ①高齢者や障がい者のために移動投票所の導入を図ること。
 - ②どの区の有権者でも投票ができるよう期日前投票のシステムを改善し、実施する商業施設等を増やすこと。
- (2) 下関北九州道路は、2026 年春頃の都市計画が決定されようとする段階にもかかわらず、事業主体や事業手法が未確定であることを理由に、総事業費も地元負担額も明確になっておらず、その必要性、採算性、安全性において妥当性を欠く事業であり、計画を中止すること。
- (3) 市民に関かれた公正で民主的な行政運営について
 - ①市民の代表として二代表制の一翼を担う、議会を尊重した行政運営を行うこと。
 - ②市政アドバイザーや顧問の市への助言内容について、市民に分かりやすく説明し、公開すること。
 - ③国が多額の税金を投入してすすめる「マイナンバー制度」は、年金、介護、雇用、納税・給与の情報に加えて、健康保険証と一体化して、診療情報の取り込みを狙っており、さらに運転免許証との一体化も 2025 年 3 月 24 日から進められている。この制度によってさまざまな個人情報が「芋づる式」に引き出され、国民の権利を危険に陥れることが懸念されており、国に対し、中止するよう要請すること。
 - ④各種審議会の委員構成は、公募による市民の割合を増やし、原則として委員会を全面公開すること。
 - ⑤市政上の重要な課題、地域や市民生活に重大な影響を及ぼす問題について、市民が意思を表明する機会を保障するため、永住外国人を含む住民投票制度の創設を検討すること。
 - ⑥法的根拠を失った同和行政は“終結宣言”を行い、直ちに全面的に終結させ、2016 年成立の部落差別解消推進法にかかる付帯決議に基づき、人権意識調査は実施しないこと。
 - ⑦指定管理者が運営している公共施設については、その設置目的が十分に果たせるよう、情報公開を徹底し、運営の透明性、市民の利便性を確保すること。指定管理者で働く人の賃金・労働条件の安定を図るために、市からの委託料の賃金上昇分の反映額を示すことや人

件費の公開を行うこと。社会保険労務士によるモニタリングを実施し、労働関係法遵守の本格的な取り組みを行うこと。

⑧自治体 DX・デジタル市役所推進計画において、本市独自の市民サービスを低下させないため、国による22項目のシステム標準化・統一化を行わないこと。また、デジタル化による区役所窓口や人員削減を行わないこと。高齢者や障がい者がデジタル化で排除されないように、窓口での対面对話を充実するなど十分な配慮を行うこと。

⑨便利さを売り物にしている八幡東区での「スーパーシティ構想」は、ビックデータなどの個人情報を実施主体の企業に利用されるおそれなど、個人情報漏洩が懸念されるとともに、地域住民の意思を反映する仕組みが欠けていることから、計画は中止すること。

⑩SDGsや地方創生についての本市計画については、北九州市の人口減少の要因である非正規雇用、最低賃金、中小企業支援など市民所得向上の視点を持ってすすめること。

(4) 自治基本条例は、「市民が主役」の市政運営を基本に、市民の権利と行政の公的責任を明確にして運用するとともに、公共施設マネジメントなど計画段階から市民参加で進めるように見直すこと。引き上げられた公の施設の利用料、縮小された高齢者の減免制度をそれぞれ元に戻し、有料化した学校施設は無料に戻すこと。

(5) 市長の退職金制度を完全に廃止すること。

(6) 職員に労働強化と健康破壊をもたらし、市民サービスを後退させる新たな「行財政改革」の見直しと、市民負担の軽減について

①職員の削減により、過労死ラインを超える長時間労働が続いており、職員の命と健康を守るために、非正規雇用をやめて、必要な職員を増やすこと。

②福祉及び教育分野の公の施設への指定管理者制度の導入はやめること。すでに導入された施設は直営に戻すこと。

③保健所の削減や公立病院の民間移譲などで、公衆衛生・医療の体制が弱体化したことが新型コロナウイルス感染拡大の要因となってきた。保健所では、コロナ感染拡大で、派遣会社に入院調整など業務が外部委託され、夜間に保健師や医師が常駐していないなど保健所の感染症対策の根本に係る問題が発生しており、職員増員や保健所の増設を行うこと。

④市の公共料金の安易な引き上げは行わないこと。水道料金体系を、一人暮らしの高齢者等小口使用者に配慮し、さらなる見直しを行うこと。生活保護受給世帯等への下水道基本使用料金の減免制度は福祉施策として復活すること。住民税非課税世帯など低所得の市民に対しても、申請により下水道使用料の減免が行えるよう制度を創設すること。

⑤物価高騰により影響を受けている市民と小規模事業者への本市独自の支援として、一般会計から財源を繰り入れ、大口契約者を除くすべての契約者の下水道使用料を一定期間免除すること。

⑥市職員の資質・専門性の向上をはかり、職員間のコミュニケーションの向上、連携強化など、職場環境の改善を図ること。公益通報制度の適切な活用を通じて、不祥事防止を徹底すること。成果主義賃金導入を中止すること。

⑦市税及び国保料など税外債権の徴収率向上のために設置された東部及び西部の市税事務所について、市民の利便性やサービスの低下、及び強権的な徴収、並びに職員の労働強化を引き起こさないよう、業務の検証を行うとともに、必要に応じて改善すること。また、市民税の徴収並びに換価の猶予制度、減免制度を市民に周知すること。

- (7) 港湾施設で働く労働者の「港湾労働者不足対策等アクションプラン 2025」に基づく環境改善について
- ①働いている作業場所から 300m 程度も離れて仮設されているトイレや休憩室を作業場付近に、プライバシーや衛生面に配慮して常設すること。
 - ②ミストシャワーなど熱中症対策を図ること。
 - ③定期的に港湾労働者との意見交換を図り、労働環境の改善に努めること。
- (8) 各区の特性を生かした施策をすすめるため、各区役所の機能と裁量を拡大するとともに、それを保障するため予算の増額を図ること。
- (9) 防犯カメラの設置、運用にあたっては、市民のプライバシー侵害や自由な活動の制限にならないよう、十分配慮すること。
- (10) 市民が気軽に問い合わせできるように、市役所に代表電話を設置すること。区役所の交換を廃止しないこと。
- (11) 各種委員の選出にあたっては、準公選制の導入を含め、市民の参画を保障するための措置を検討すること。
- (12) 市民の声を市政に反映させるため、市民との日常的な対話をすすめること。また、正確な情報を市民に広報するため、情報公開をさらに徹底すること。なお、「市政だより」等の行政情報が、町内会加入の有無を問わず市の責任において住民に届けるように改善すること。
- (13) 永住外国人の地方参政権を保障するため、国に制度改善を要請すること。
- (14) 悪徳商法、振り込め詐欺、多重債務等の被害から市民を守るため、相談体制をよりいっそう充実すること。
- (15) 個人情報保護の観点から、公的施設の利用申し込みに際しては、生年月日の記載を求めないよう改善すること。
- (16) 公募型プロポーザル方式は、価格優先の点数を見直し、透明性を確保するためのルールづくりを行うこと。

以上、提案します。